

# 第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画

(案)

計画期間：2026（令和8）年度～2030（令和12）年度



魚沼市公式キャラクターうおぬまっち



2026（令和8）年3月

魚 沼 市

# 魚沼市民憲章

魚沼市は

越後三山に連なる山に囲まれ  
清らかな水と緑に育まれた  
美しいまちです

私たちは

この自然の恵みに感謝し  
先人が築いてきた文化を敬い  
いそいそと元気に暮らせる  
まちをめざします

心豊かに学びあうまちに

はたらく喜びたい

あふれるまちに

ささえあい助けあう

楽しいまちに



「市長あいさつ」



## 目 次

第1章	計画策定の趣旨と背景	
1	計画策定の趣旨	1
2	魚沼市の現状	4
3	計画策定の背景	11
第2章	人権教育・啓発の推進	
1	就学前教育・学校教育における人権教育の推進	14
2	生涯学習における人権教育の推進	16
3	企業・団体等における人権教育の推進	19
4	地域における人権啓発の推進	20
第3章	分野別人権施策の推進	
1	インターネット上の人権侵害とネットリテラシー教育	24
2	分野別人権施策の推進	27
第4章	計画の推進に向けて	
1	計画の推進体制	47
2	人権侵害を防ぐための取組の推進と相談体制の充実	47
3	計画の評価と見直し	47
資料編		48

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定にあたり

2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法という。）」第5条に「地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を要する」と規定され、地方公共団体に対しても、人権教育・啓発に関する計画の策定と、施策の実施が求められています。

本市では、2015（平成27）年に策定した「魚沼市人権教育・啓発推進計画」において、人権施策の基本的な方向性を明らかにしていましたが、その後の社会情勢の変化等を踏まえ、2021（令和3）年に中間見直しを行いました。

その後もインターネットの普及等に伴う、人権をめぐる社会情勢の大きな変化がもたらした『\*差別されない権利』、『ビジネスと人権』などの考え方の普及、新しい課題や、以前からの課題についても解決に向けて取り組むため、「第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

#### (2) SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは2015（平成27）年に開催された「国連 持続可能な開発サミット」において採択された、よりよい未来を目指すための2030（令和12）年までの世界目標の略称です。



SDGsは、持続可能な世界を実現させるための17の目標と169のターゲットを掲げています。この17の目標全てが人権と深く関連し、誰一人取り残さないことを誓っています。

国内においては、行政を始め民間事業者、市民団体など多種多様な団体において取組が進められています。

\*差別されない権利…人種や信条、性別、社会的身分などにより政治的、経済的、社会的な関係で不当に差別されないという権利のことで、憲法第14条で定められた「法の下での平等」の原則に基づいています。広義では人権侵害の予防や救済を求める権利として「差別されない権利」が提唱されることもあります。

### (3) 計画の位置づけと計画期間

#### ・計画の位置づけ

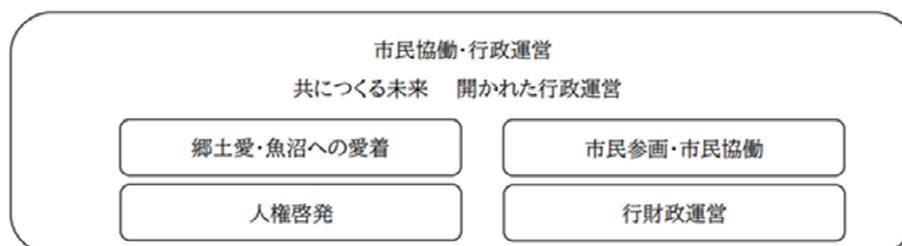
本計画は、「人権教育・啓発推進法」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権施策の基本的な方向性を示すとともに、本市の最上位計画である「第三次魚沼市総合計画」では、市の目指す将来像『ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市』を掲げ、「郷土愛・魚沼への愛着」、「市民参画・市民協働」、「人権啓発」、「行財政運営」の4点をまちづくりの土台としました。

まちづくりを進める上で大切なことは、行政に携わる職員を始め、市民が人権について正しく理解することはもとより、差別をしないための意識改革を行い、日常生活の中で人権尊重の意識を欠かさないことです。そのためには、まちづくりの根底に人権尊重の視点が貫かれている必要があります。

※

## ひとり一人の笑顔がかがやき、幸せを感じられる魚沼市

4つの分野に共通するまちづくりの土台



※ 「ひとり一人」の表記について…「一人一人」、「一人ひとり」が一般的ですが、「第三次魚沼市総合計画」では、「ひとり一人」と表現することで柔らかく親しみやすい印象を持たせる意図があることから、本計画でも同様の表記とします。

## 人権啓発の目標

◆ひとり一人の人権が尊重される社会の実現を目指すとともに、互いを認め尊重し合い、共に生きていく地域社会づくりを推進します。

◆多様な生き方を選択できる環境づくりや意識づくりにより、誰もが個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。

## 取組方針 人権尊重のまちづくり

◆学校や生涯学習、地域社会、職場等における学習機会を通じて人権教育を推進するとともに、市民への人権に対する正しい理解と認識の醸成を図ります。

◆人権擁護委員等と連携し、地域に根差した人権擁護・人権尊重の気運を高める取組や、ひとり一人の人権を尊重する、差別や偏見のない地域社会づくりに取り組みます。

◆既存の様々な人権問題に加え、新たに発生した差別事象に関する相談に適切に対応するため、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

## ・計画期間

「魚沼市人権教育・啓発推進計画（第1次）」は、2015（平成27）年度から2025（令和7）年度までの11年間を計画期間として策定しました。中間年である2020（令和2）年度に住民意識調査を実施し、中間見直しを行いました。

人権問題を取り巻く環境は、社会情勢、国際情勢など様々な要因により変化していることから、「第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画」は計画期間を2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間と定め、最終年度に計画を改定をする予定です。

なお、計画の改定に当たっては、学識経験者、関係機関・団体の職員等、公募による市民を委員として構成する「魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会」を開催し、改定作業を実施します。

## 2 魚沼市の現状（人権に関する市民アンケート調査結果）

本計画の策定の基礎資料とするため「人権に関する市民アンケート調査」を実施しました。対象者は、無作為に抽出した、市内在住の16歳以上の市民1,000人です。

調査対象者：無作為に抽出した16歳以上の市民 1,000人
調査期間：令和6年12月25日から令和7年1月15日まで
調査方法：郵送による配布・回収
有効回収率：47.2%（前回 令和元年の有効回収率45.1%）

### ○市民アンケート調査結果の概要

#### ①回答者の属性

年代は、30歳代～50歳代が26.7%、60歳代以上が69.9%であり、60歳代以上が半数以上を占めています。

#### 【年齢】

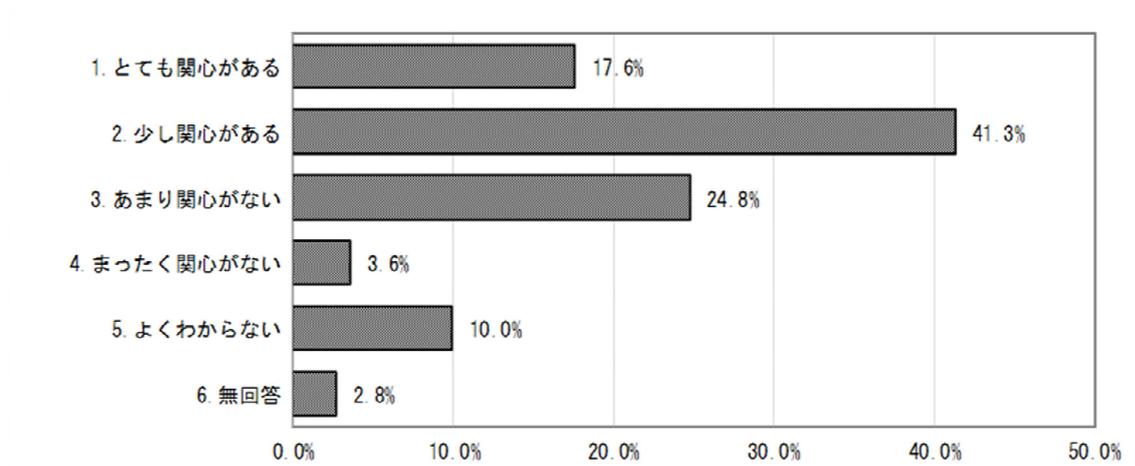
選択肢	人数	割合 (%)
1. 10歳代	8	1.7%
2. 20歳代	9	1.9%
3. 30歳代	18	3.8%
4. 40歳代	58	12.3%
5. 50歳代	50	10.6%
6. 60歳代	113	23.9%
7. 70歳代	135	28.6%
8. 80歳代	71	15.0%
9. 90歳代以上	7	1.5%
10. 無回答	3	0.6%

#### 【居住地域別】

選択肢	人数	割合 (%)
1. 堀之内地域	81	17.2%
2. 小出地域	146	30.9%
3. 湯之谷地域	81	17.2%
4. 広神地域	92	19.5%
5. 守門地域	45	9.5%
6. 入広瀬地域	23	4.9%
7. 無回答	4	0.8%

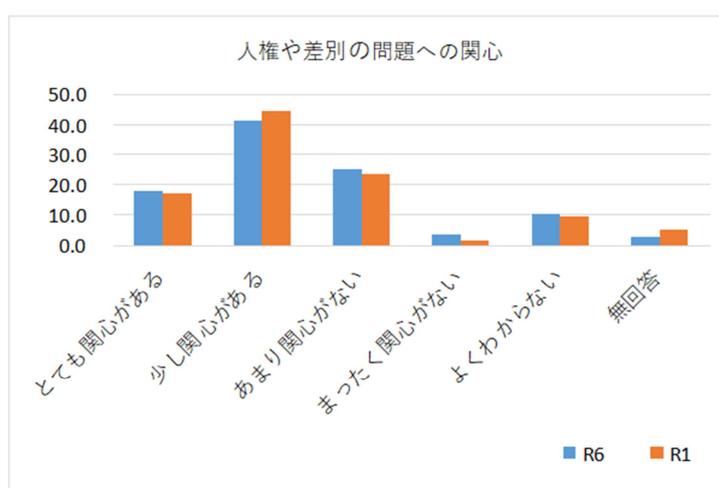
## ②人権全般について

●人権について関心がありますか。(回答は1つ)

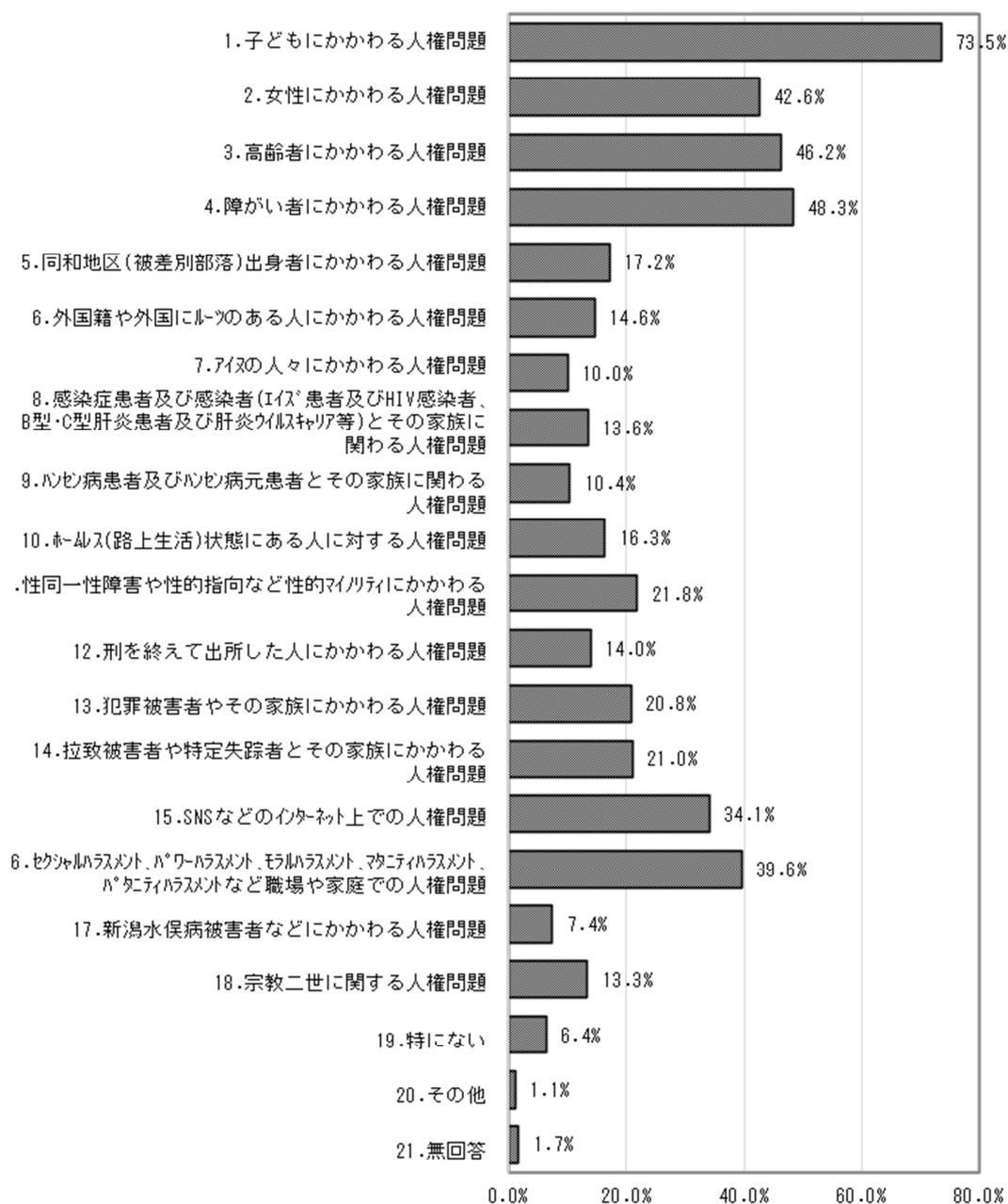


全体では、「少し関心がある」が41.3%で最も多く、次いで「あまり関心がない」24.8%、「とても関心がある」17.6%の順に続いています。「とても関心がある」・「少し関心がある」の合計は58.9%で、約6割となっています。

前回（令和元年度）実施の調査と比較すると、「あまり関心がない」が1.7%、「まったく関心がない」が2.0%増加しました。



●どの人権問題に関心がありますか。(回答は幾つでも)

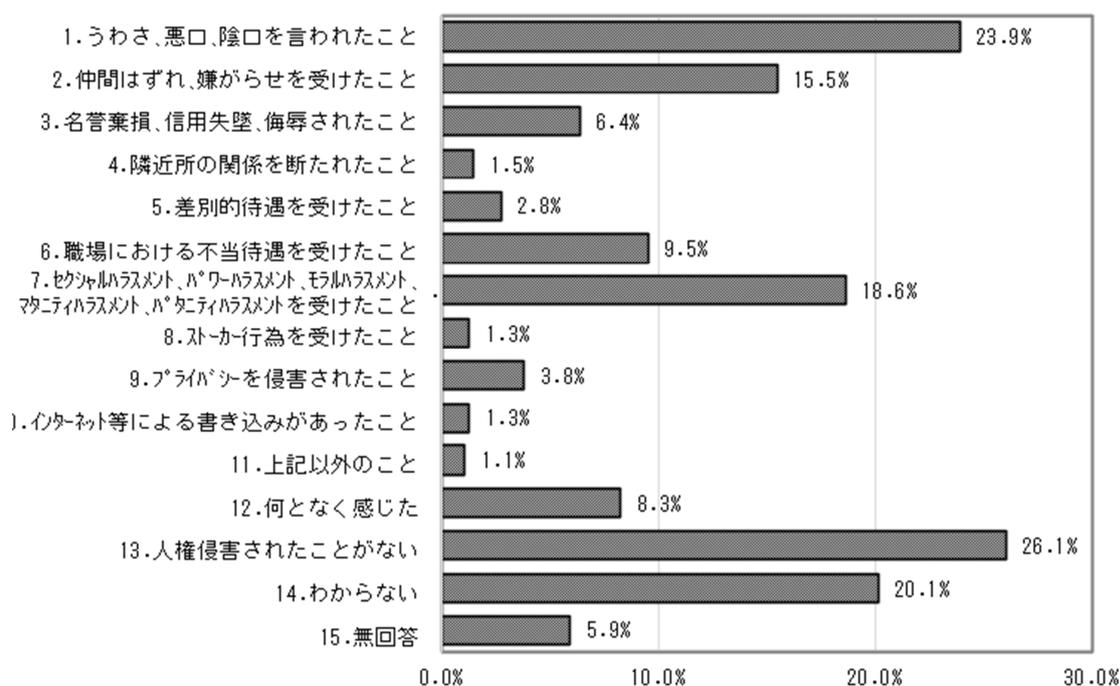


全体では、「子どもにかかわる人権問題」が73.5%で最も多く、次いで「障がい者にかかわる人権問題」48.3%、「高齢者にかかわる人権問題」46.2%、「女性にかかわる人権問題」42.6%の順に続いています。

前回の調査と比較すると、「SNSなどのインターネット上での人権問題」、「セクハラなど、職場や家庭での人権問題」、「性的マイノリティにかかわる人権問題」との回答が増加しました。

年代別では、30歳代～80歳代は「子どもにかかわる人権問題」が最も多く、30歳代～60歳代でいずれも8割以上、70歳代と80歳代でも6割を超えています。10歳代は「子どもにかかわる人権問題」と「セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなど職場や家庭での人権問題」が同率で、20歳代は「性同一性障害や性的指向など性的マイノリティにかかわる人権問題」、90歳代以上は「高齢者にかかわる人権問題」が最も多い回答となりました。

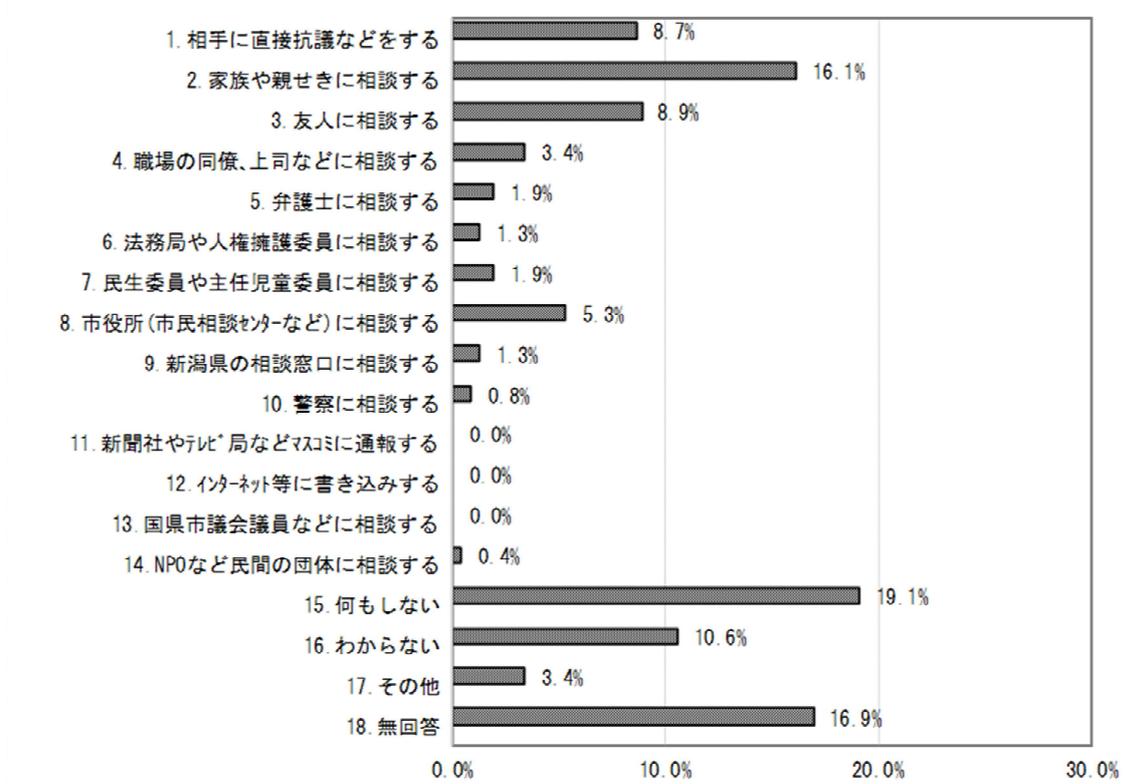
●人権侵害と感じたことはどのようなことですか。(回答は幾つでも)



全体では、「人権侵害されたことがない」が26.1%で最も多く、次いで「うわさ、悪口、陰口を言われたこと」23.9%、「わからない」20.1%、「セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントを受けたこと」18.6%の順に続いています。

年代別では、「人権侵害されたことがない」は10歳代が50.0%、30歳代・90歳代以上でも4割を超えています。「うわさ、悪口、陰口を言われたこと」は20歳代が66.7%で最も多く、続いて40歳代の46.6%の順に続いています。

●人権侵害されたときの対応について。(回答は幾つでも)

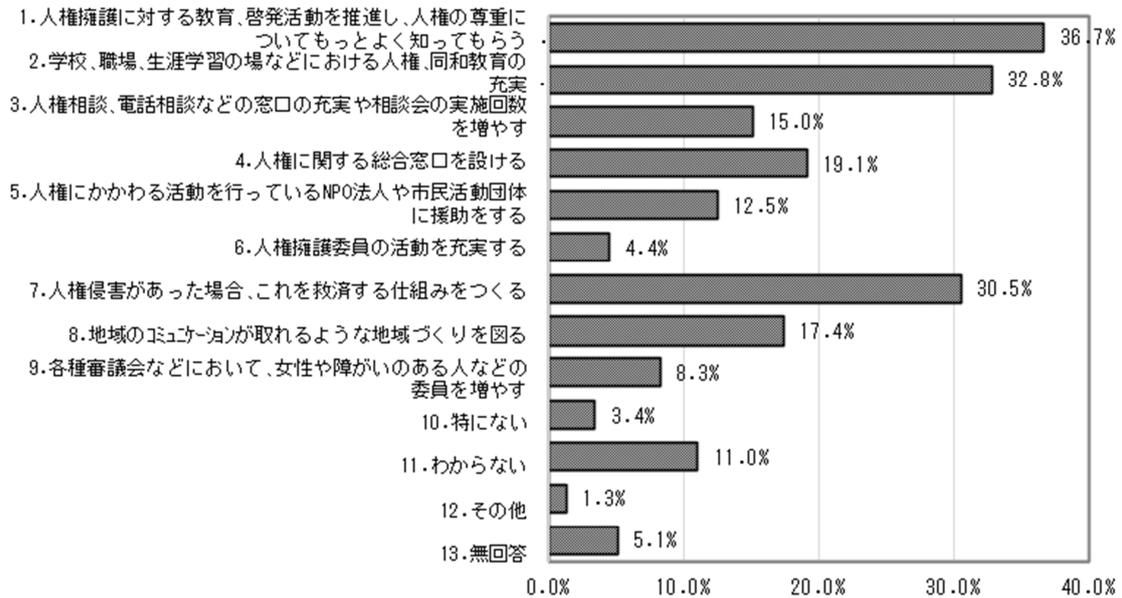


「何もしない」が19.1%で最も多く、次いで「家族や親せきに相談する」16.1%、「友人に相談する」8.9%、「相手に直接抗議などをする」8.7%の順が続いています。

職場や家族、友人などのほか、弁護士や法務局、人権擁護委員、NPO 法人等民間団体へ相談するという回答も増加しました。

インターネットやSNSなどで思いがけず、トラブルに巻き込まれたり、被害者あるいは加害者になったりする可能性もあります。最近は相談先や相談方法も多様化し、より気軽に相談できる体制づくりが求められています。

●市が目指す明るく住みよい社会の実現に必要な取り組みについて。(回答は3つ以内)



「人権擁護に対する教育、啓発活動を推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらう」が36.7%で最も多く、次いで「学校、職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実」32.8%、「人権侵害があった場合、これを救済する仕組みをつくる」が30.5%の順に続いています。

・ 前回の調査との比較

No.	選択肢	R6	R1	比較
1	人権擁護に対する教育、啓発活動を推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらう	36.7	36.6	0.1
2	学校、職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実	32.8	36.6	-3.8
3	人権相談、電話相談などの窓口の充実や相談会の実施回数を増やす	15	9.1	5.9
4	人権に関する総合窓口を設ける	19.1	14.4	4.7
5	人権にかかわる活動を行っているNPO法人や市民活動団体に援助をする	12.5	5.1	7.4
6	人権擁護委員の活動を充実する	4.4	8	-3.6
7	人権侵害があった場合、これを救済する仕組みをつくる	30.5	30.8	-0.3
8	地域のコミュニケーションが取れるような地域づくりを図る	17.4	18.8	-1.4
9	各種審議会などにおいて、女性や障がいのある人などの委員を増やす	8.3	8.4	-0.1
10	特になし	3.4	5.5	-2.1
11	わからない	11	13.3	-2.3
12	その他	1.3	0.7	0.6
13	無回答	5.1	6.2	-1.1
				(%)

前回の調査との比較では、人権に関する相談窓口の充実を求める回答、人権にかかわるNPO法人や関係機関・団体への援助を求める回答が増加しました。

### ③市民アンケート調査から見える魚沼市の課題

市民が関心を持っている人権問題については、「子どもにかかわる人権問題」が最も多く、次いで「障がい者にかかわる人権問題」、「高齢者にかかわる人権問題」、「女性にかかわる人権問題」の順に続いています。令和6年度に新潟県が実施した県民アンケート調査「人権に関する意識について」では、関心がある問題として「障がい者」、「インターネットによる人権侵害」、「女性」、「子ども」、「北朝鮮による拉致被害者」の順になっています。少子高齢化が進んでいる本市では、「子どもにかかわる人権問題」への関心が高い傾向があります。

一方、市民アンケート調査で「あまり関心がない」、「全く関心がない」、「わからない」との回答も、38.4%と3割以上を占めています。市民に対して人権問題への関心を持ってもらう取組を継続して実施する必要があります。

魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言（2020（令和2）年4月制定）に掲げられている「市が目指す明るく住みよい社会」の実現に向けて取り組むべきこととして、「人権擁護に対する教育、啓発活動を推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらう」、「学校、職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実」、「人権侵害があった場合、これを救済する仕組みをつくる」との回答が、いずれも30%以上の回答となっています。このことを念頭に、社会情勢の変化により新たに発生した人権課題と従前の人権課題に取り組んでいくとともに、『差別されない権利』、『ビジネスと人権』など人権問題にかかわる新しい概念の普及を図る必要があります。

最後に、人権に関する市民アンケート調査は、今回が3回目となります。前回の調査と同じく、住民1,000人を無作為で抽出して市民アンケート調査を実施しましたが、少子高齢化の影響のため、各年齢層の人数に大きなばらつきがあり、市民アンケート調査以外にも市民の意見を聞く機会を設けるなど、意見聴取の方法については、次回の計画策定時の課題とします。

### 3 計画策定の背景

#### (1) 国際社会の動き

20世紀の二度にわたる大きな戦争での残虐行為を契機として1948（昭和23）年の国連総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「人権に関する世界宣言（以下「世界人権宣言」という。）」が採択されました。

この宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と明記されています。国連では、この世界人権宣言が採択された12月10日を「世界人権デー（Human Rights Day）」として定めています。

世界人権宣言が採択された後、法的拘束力を持たせ、その理念を実効あるものにするために「国際人権規約」を始め「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」、「障害者権利条約」など多くの条約・規約が採択されました。

このほか、国連では、「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など重要なテーマごとに国際年を定め、問題解決を呼びかけています。更に時間をかけて取り組むべき問題については国連の10年として期間を設定しています。1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とし、最終年には引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に国連総会において「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど21世紀を「人権の世紀」にするための気運が高まりました。このような取組にも関わらず、2022（令和4）年に始まったロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスとの軍事衝突など世界各地で紛争は繰り返され、一般市民をはじめとする多くの命と人権が奪われています。日本周辺においても核兵器による威嚇や軍事力拡大に向けた動きなど、国際社会は不安定な状況となっています。

#### (2) 国の動き

日本国憲法は、1947（昭和22）年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を基本原理として施行されました。第11条で基本的人権の尊重について規定し、その他の条文においても自由権、平等の権利、社会権、参政権などが定められ、基本的人権が保障されています。

一方、国際社会の一員として国際人権規約などの人権に関する規約・条約を批准し、人

権擁護の取組を進めてきました。1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けた国内行動計画を策定しました。

ここに至るまでには、1922（大正11）年に、長い間いわれなき差別を受けていた被差別部落の人々が立ち上がり、全国水平社を結成し「水平社宣言」を採択、差別撤廃に向けた全国的な運動が広がった歴史があります。

この我が国固有の同和問題に対する国の取組は戦後本格的に始まり、1965（昭和40）年の同和対策審議会の答申を契機に1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和地区の生活向上に向けた施策が進められました。1996（平成8）年には「人権擁護施策推進法」が制定され、人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年の同審議会の答申を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画（第1次）」が策定されました。これにより、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが国及び地方公共団体の責務とされました。

その後も、子ども・高齢者・障がい者に対する虐待防止や、女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律の整備が進められてきたほか、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」いわゆる人権三法が施行されました。

2025（令和7）年6月には「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」が策定されました。企業活動における人権尊重の声が高まり、新たに「ビジネスと人権」が追加されるとともに、「インターネット上の人権侵害」が各人権課題の横断的な課題として整理されました。

### （3）新潟県の動き

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、1978（昭和53）年、「同和教育基本方針」を制定しました。その後、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、県が取り組む人権教育・啓発の基本的な方向を示しました。同指針には、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「感染症患者等」、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」、「犯罪者やその家族」、「刑を終えて出所した人等」、「インターネットによる人権侵害」などの人権課題が提示されています。また、「市町村においても人権教育・啓発推進法にのっとり、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されています。

さらに、2010（平成22）年には、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」が策定されました。

2020（令和2）年3月には法整備や社会情勢の変化を踏まえ、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が、2021（令和3）年3月には「新潟県人権教育基本方針」が、それぞれ見直されました。その後も新型コロナウイルス感染症まん延により発生した新たな人権問題への取組強化のため再度改定し、2021（令和3）年6月に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針（第2次改定版）」が策定されました。

#### （4） 魚沼市の動き

本市では、まちづくりの基本理念の一つとして、「人々が互いに支え合い、子どもから高齢者までが生き生きと暮らし続けるまちづくり」を進めてきました。

学校教育の分野では、温かい学級づくりと不登校対応の取組の推進を重点事項の一つに掲げ、親和的な学級集団の育成に向けた取組の推進や、不登校児童・生徒、家庭に対する教育相談の充実に努めています。

生涯学習の分野では、人権意識を高めることが全ての学びの根底にある目標と定め、人権に関する講演会などを開催しています。

子育てや福祉分野においては、「魚沼市子ども・子育て支援事業計画」、「魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「魚沼市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などを策定し、子どもやその保護者、高齢者、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりを進めています。

こうした取組を継続し、施策の実効性を高めるため、2020（令和2）年4月に「魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言」を行い、この宣言の下「魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例」を制定、施行しました。

前後して、2018（平成30）年に「魚沼市手話言語条例」を制定、2023（令和5）年に「魚沼市障がい者基幹相談支援センター」を開設、2024（令和6）年4月に、「魚沼市こども家庭センター」を設置、「魚沼市権利擁護サポートセンター」を開設するなど、人権問題に関係する様々な施策を展開してきました。

このほか、男女共同参画社会の実現のため「魚沼市男女共同参画推進計画」を策定し、全ての男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、男女ともに支え合うまちづくりを進めています。

## 第2章 人権教育・啓発の推進

日常生活のあらゆる場面において、市民の人権が尊重される差別や偏見のない魚沼市を目指して、学校、職場、地域など様々な場面での人権教育と人権啓発を進めていきます。

### 1 就学前教育・学校教育における人権教育の推進

#### 現状と課題

乳幼児期は、心身の成長・発達が盛んであり、人間形成の基礎を作る大切な段階です。この時期は、周囲の大人の影響を受けやすく、乳幼児に接する大人の人権意識が問われます。

また、保育園、認定こども園、幼稚園では、遊びや生活を含む日々の保育全てが人権教育につながります。

学校教育では、教育活動全体を通して、児童・生徒の発達段階やライフステージに応じた、普遍的な人権尊重の精神を養う人権教育が必要とされ、副読本「生きる」を活用した人権教育、同和教育を実践するとともに教職員の指導力向上を図ってきました。

一方で、個別の重大な人権侵害である「いじめ問題」の解決に向けて、互いの個性や多様性を認め合い、自身と他者の人権を尊重する気持ちを育むことが求められるとともに、人権侵害を見逃さず、誰もが大切にされる学校づくりが重要です。

今回の市民アンケート調査では、「子どもの人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「しつけのつもりで暴力を加えたり、無視したり、面倒を見なかったりすること」と答えた人が49.4%でした。前回調査の結果57.6%から大幅に減少しました。「子ども同士のいじめ」は、「いじめを見て見ぬふり」と合わせると64.6%（前回65.6%）でした。「子どものいじめについてどのように考えているか」との問いに対しては、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合もある」と回答した人が45.1%（前回50.6%）、次いで、「いじめる人が悪い」と回答した人が37.3%（前回同率）でした。

子どもへの性的犯罪についても「性的犯罪の被害を受けること」と回答した人が18.2%（前回13.3%）と増加しています。インターネット利用の普及により、学校という場を離れても性犯罪や性暴力の被害者となる事案が生じています。

児童虐待といじめ問題は依然として大きな社会問題であり、どのような理由があっても、いじめは許されない、性的犯罪、虐待は人権侵害であるという啓発を更に進める必要があります。

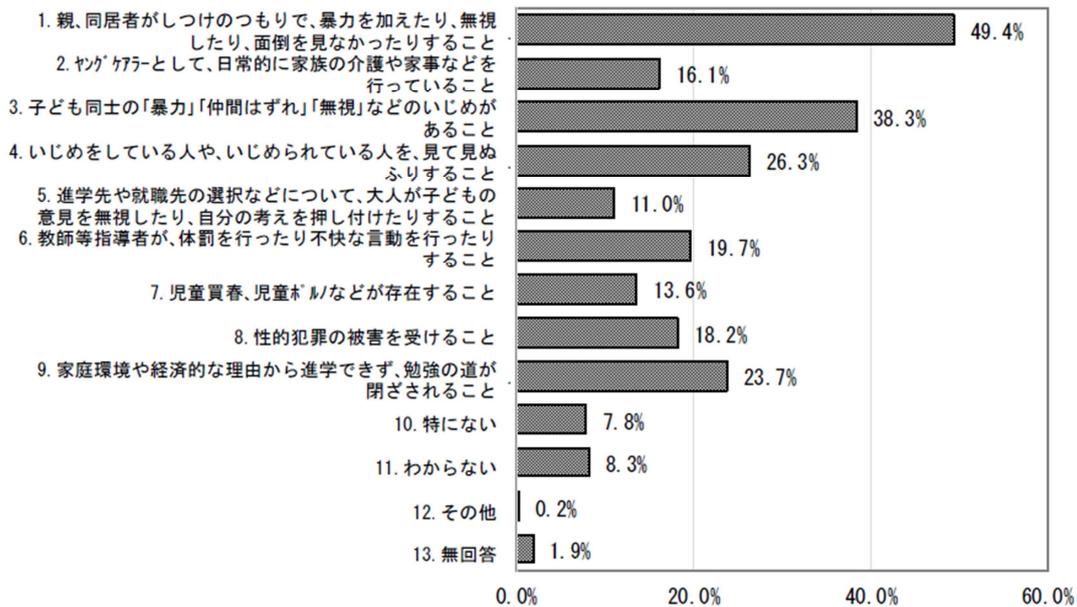
#### 施策の方向

- ア 児童・生徒が様々な人権問題に対する正しい知識を深め、差別や偏見を許すことなく、互いの個性や多様性を認め合う学校、学級づくりを進めます。
- イ 教職員・保育士等の人権問題に対する教育的資質や指導力を向上させる取組を進めま

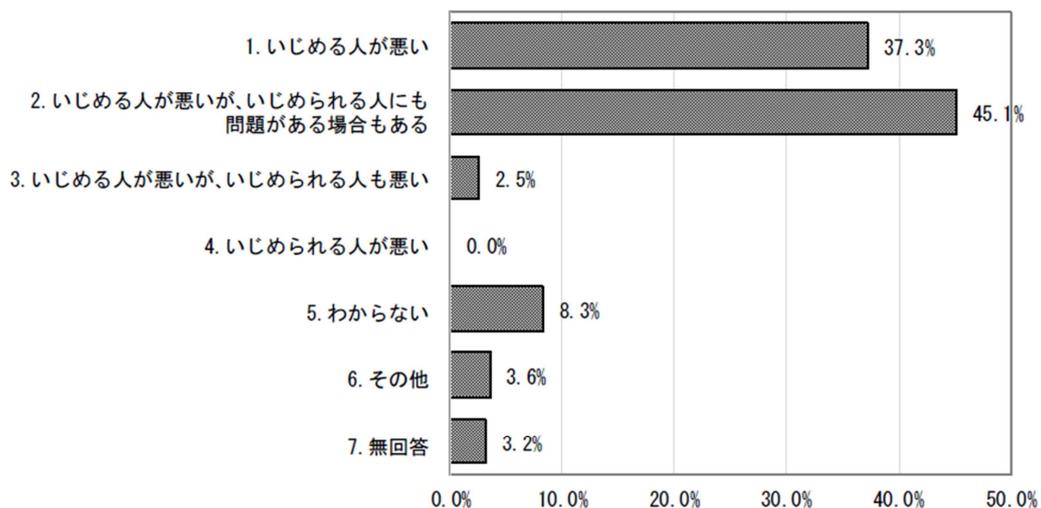
す。

ウ 児童虐待が問題となっている現状を踏まえ、学校だけではなく、家庭への支援や地域等との連携により、人権教育を進めていきます。

●子どもの人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●あなたは、子どものいじめについてどのように考えていますか。(回答は一つ)



## 2 生涯学習における人権教育の推進

### 現状と課題

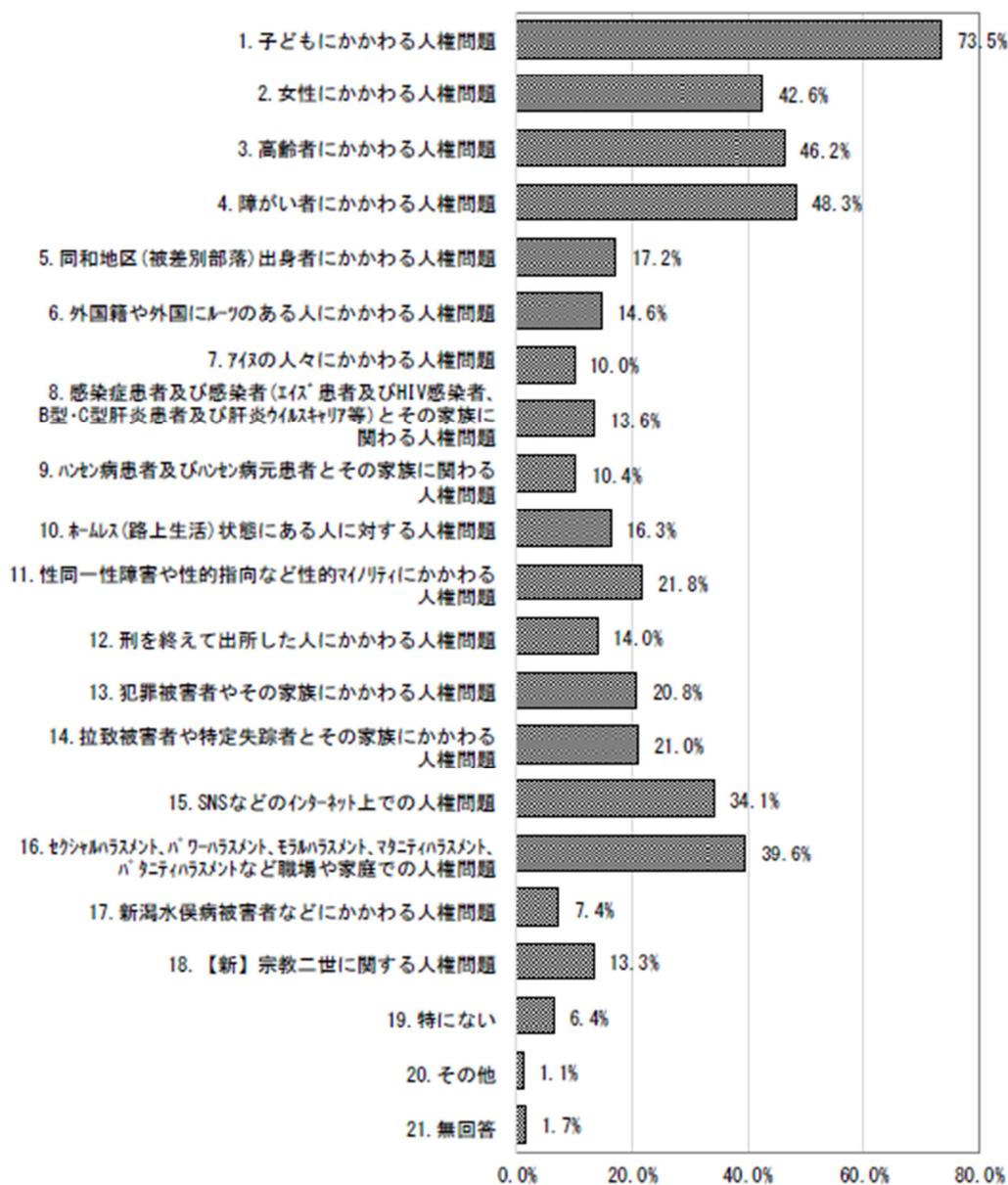
今回の市民アンケート調査では、「どの人権問題に関心がありますか」との問いに対しては、いじめ・虐待など「子どもに関わる人権問題」の回答が73.5%（前回80%）と最も高く、次いで「障がい者に関わる人権問題」が48.3%（前回55.2%）、「高齢者に関わる人権問題」が46.2%（前回48.8%）、「女性に関わる人権問題」が42.6%（前回48.1%）で、全体的に前回の調査より関心が低下しています。

前回実施した調査では、「人権や差別の問題に関心を持っていますか」との問いに対して、「かなり関心がある」と「少し関心がある」と答えた人の合計が61.0%という結果でしたが、今回の市民アンケート調査では58.9%となりました。国や県が実施したアンケート調査と比較して関心が低い結果となっており、部落差別問題（同和問題）を学校等で学ぶ機会が少なかった高齢者層は、人権問題への関心が低い傾向が見られ、多様な人権問題に対する市民の関心を高め、幅広い市民の学習により人権尊重の意識を地域に浸透させていくためには、より効果的な啓発が求められます。

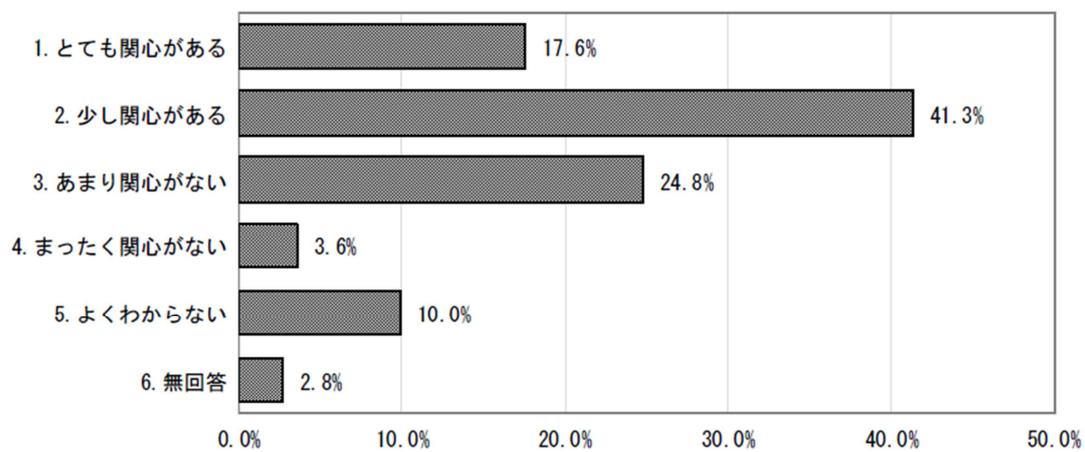
### 施策の方向

- ア 生涯学習推進計画に基づき、人権に関する講座を充実させるとともに、地域の実情に応じた学習機会を提供します。
- イ 学校教育と社会教育が相互に連携し、市民参加を促すとともに、人権教育、同和教育を充実させ、人権を尊重する教育を実施します。
- ウ 高齢者を含む、幅広い年代が参加できるような人権教育の内容の検討と提供を進めます。

●どの人権問題に関心がありますか。(回答は関心があるもの全て)



●人権や差別の問題に関心を持っていますか。(回答は一つ)



### 3 企業・団体等における人権教育・啓発の推進

#### 現状と課題

近年、国際的な巨大企業の出現等に伴い、企業による活動そのものが社会や人権に与える影響について関心が高まり、企業活動に人権の尊重を求める声が高まる中、2011（平成23）年、国連人権理事会にて「ビジネスと人権に関する指導原則」が示されました。我が国においても「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定され、企業に<sup>※1</sup>人権デューデリジェンスの導入などが期待されています。

また、<sup>※2</sup>企業の社会的責任（CSR）として、「人権の尊重」が掲げられていますが、一方で、長時間労働や採用・配置転換・昇任・賃金における差別、様々なハラスメントなど、職場内の人権侵害が問題になっています。誰もが生き生きと働くことのできる職場づくりが求められています。

さらに、全ての市職員は、全体の奉仕者として、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行するため、継続的な職員研修の開催や関係機関・団体等が実施する講演会・研修会などへ参加し、人権問題の正しい理解に努め、正しい人権意識に基づいた適切な対応を実践していく必要があります。

#### 施策の方向

- ア 雇用や就労におけるあらゆる人権問題の解消と人権が尊重された職場づくりの推進のため、関係機関・団体等と連携して企業に対する啓発を推進します。
- イ 常に人権尊重の視点で活動することができるように、企業のほか、NPO法人や福祉団体などに対する啓発を推進します。
- ウ 高い人権意識を身に付け、常に人権尊重の視点で職務を遂行する職員を育成するため、市職員の人権教育に計画的に取り組みます。

---

<sup>※1</sup> 人権デューデリジェンス…企業が自社やサプライチェーンにおける人権への負の影響を特定、予防、軽減し、対処する一連の取組のこと。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、企業が人権を尊重する責任を果たすための、継続的なプロセスのこと。

<sup>※2</sup> 企業の社会的責任（CSR）…(Corporate Social Responsibility)企業が利益追求だけでなく、事業活動が環境や社会に与える影響を考慮し、顧客や従業員、株主、地域社会等に対して責任ある行動をとるという考え方で、具体的には環境保全、法令順守、人権尊重、地域貢献、労働環境の改善などがある。

## 4 地域における人権啓発の推進

### 現状と課題

現在、本市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員 11 名が、人権なんでも相談等での相談業務や人権擁護活動のほか、学校・保育園等の訪問、中学生一日人権擁護委員の委嘱など、様々な人権意識の種をまく活動を行っています。

また、市内各地域では、高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などに対して必要な支援や相談を行う民生委員・児童委員、罪を犯した人などの更生を地域で支える保護司、住民の自治組織である自治会・コミュニティ協議会、その他にも老人クラブ等の団体が活動しています。

今回の市民アンケート調査では「いじめや差別等のない明るく住みよい社会を実現するためには、どのような取組が必要だと思いますか」との問いに対して、「人権擁護に対する教育・啓発活動を推進し、人権の尊重についてもっとよく知ってもらおう」が 36.7%、「学校・職場、生涯学習の場などにおける人権、同和教育の充実」が 32.8%、「地域のコミュニケーションが取れるような地域づくりを図る」が 17.4%という結果になり、地域づくりの大切さについても一定の理解が得られています。

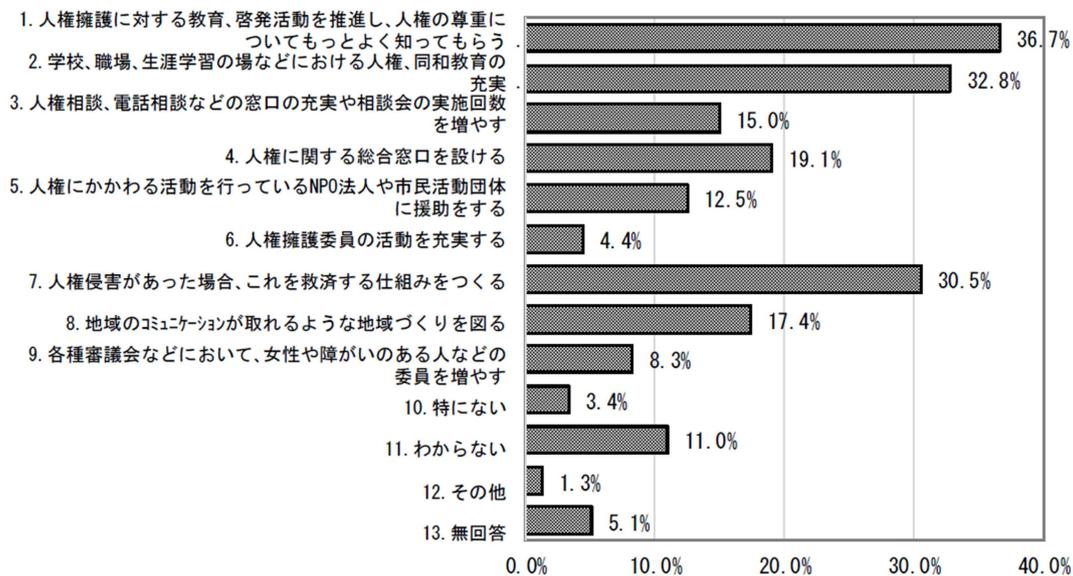
このほか「人権侵害等にあった場合の対応」として、職場や学校のほか様々な関係機関・団体等へ相談するという回答が合計すると 4 割を占め、様々な人権侵害に対する相談体制の充実が求められています。

全ての市民が暮らしの中にある身近な人権問題を始め、社会全体の様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の感性を養い、家庭や地域で差別や偏見のない日常行動ができるよう、啓発活動を一層進めていく必要があります。

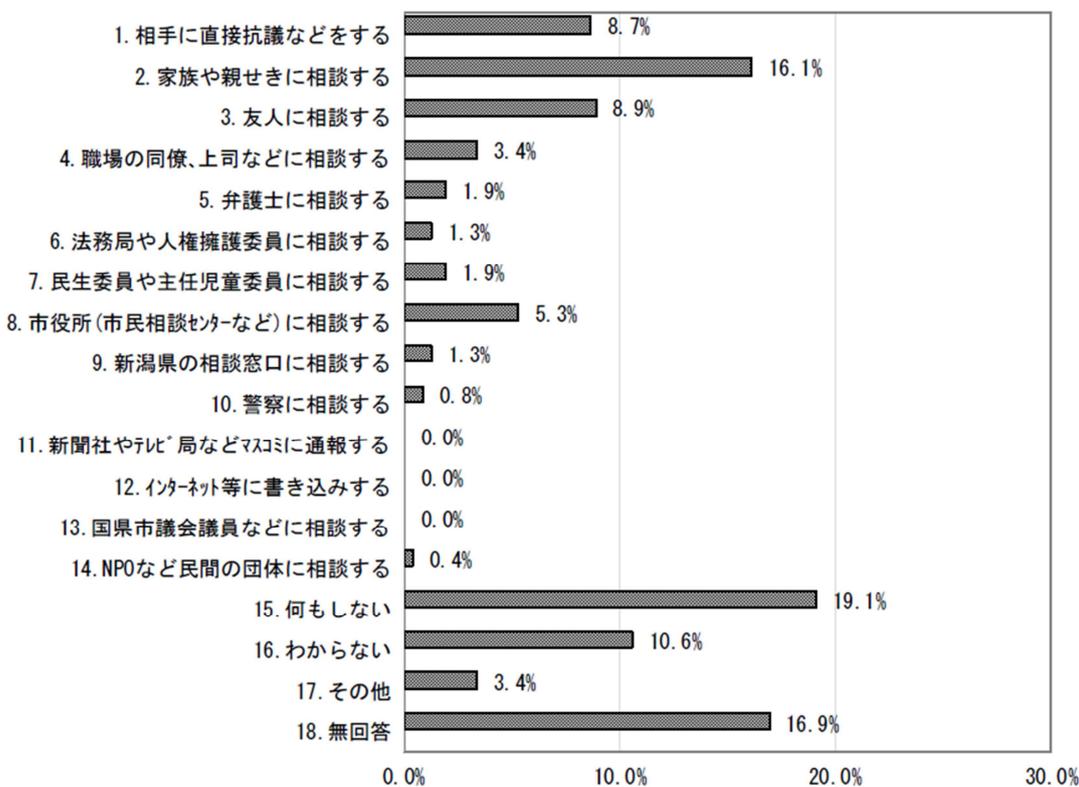
### 施策の方向

- ア 人権擁護委員等と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の気運を高める取組を進めます。
- イ 地域や学校を始め、コミュニティスクールなどと連携し、人権に関する情報の発信や学習機会の充実を図ります。
- ウ 人権問題に関する相談・支援体制の充実と、関係機関・団体等との連携を図ります。

●魚沼市が目指している「いじめや差別等のない明るく住みよい社会」を実現するためには、どのような取組が必要だと思いますか。(回答は三つ以内)



●あなたが人権を侵害されたと感じたとき、どう対応しましたか。また、もし自分の人権を侵害された場合、どのような対応をしますか。(回答は一つ)

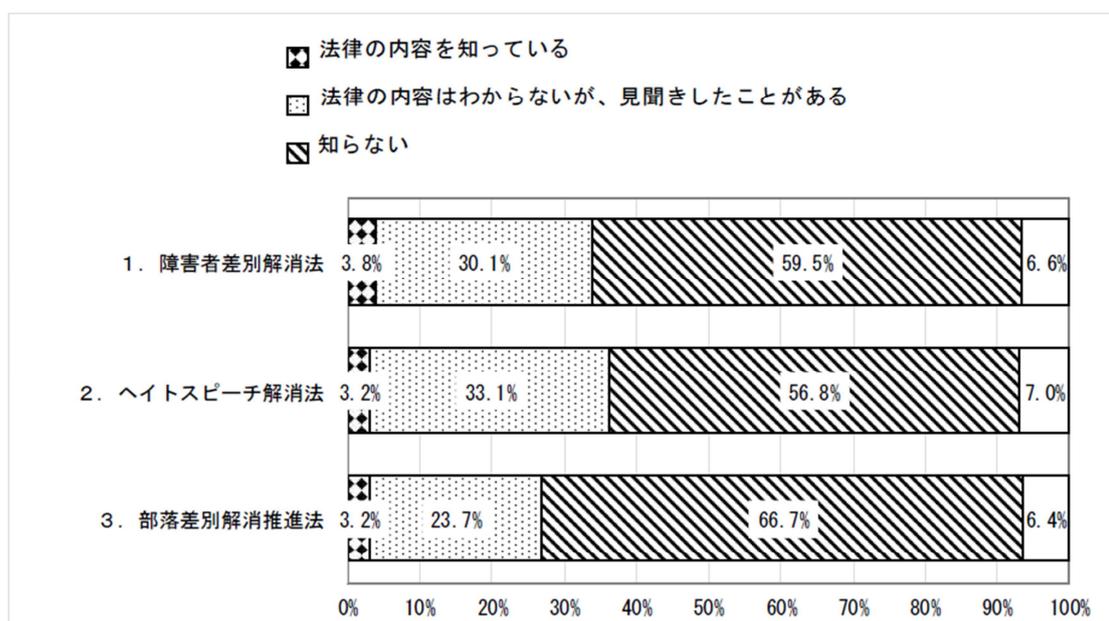


今回の市民アンケート調査では、「<sup>※1</sup>人権三法」及び「<sup>※2</sup>身元調査」について考え方や認知度について伺いました。

「人権三法」については、いずれの法律も「知らない」と回答した割合が5割を超え、「法律の内容を知っている」と回答した割合は1割未満でした。これらの法律が施行されてから10年が経過しましたが、認知度が低い状況であり、更に啓発活動が必要です。

「身元調査」については、「よくないことだと思うが、ある程度はしかたない」が39.8%で最も多く、次いで「わからない」24.2%、「人権侵害につながるおそれがあるので、すべきではない」22.2%の順に続きました。近年、差別や人権侵害につながる可能性が高いことから、結婚や就職を目的とした身元調査をなくそうという動きが広がっています。

●人権に関する3つの法律（人権三法）をご存じですか。（回答は一つ）



<sup>※1</sup>人権三法…2016(平成28)年に差別の解消のため施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）。

<sup>※2</sup>身元調査…就職、結婚などの際に、本人の意に反して行われる他人の身元（本籍、経歴、家庭環境、思想・信条、資産など）を調べること。

●身元調査についてどのように考えますか。(回答は一つ)

選択肢	人数	割合 (%)
1. 身元調査をすることは当然	34	7.2%
2. よくないことだと思うが、 ある程度はしかたない	188	39.8%
3. 人権侵害につながるおそれがある ので、するべきではない	105	22.2%
4. わからない	114	24.2%
5. その他	9	1.9%
6. 無回答	22	4.7%

◆県が実施したアンケート調査との比較◆

新潟県が2024(令和6)年度に実施した「県民アンケート調査(人権に関する意識について)」の調査結果では、身元調査について、「身元調査をすることは当然のことだと思う(5.8%)」、「良くないことと思うがある程度はしかたがないことだと思う(45.7%)」、「差別につながる恐れがあるのでするべきではない(33.3%)」となりました。県全体では、身元調査に否定的な意見が1/3を占めています。

## 第3章 分野別人権施策の推進

### 1 インターネット上の人権侵害とネットリテラシー教育

現在、多くの人々が日常的にインターネットを利用し、その便利さを享受していますがSNSの普及などによって、インターネット上の人権侵害の問題が急速に深刻化しています。

#### 現状と課題

インターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化しています。これまでは、電子掲示板上の誹謗中傷が主なものでしたが、近年は、情報の拡散力が高い<sup>※1</sup>SNS等による個人に対するプライバシーの侵害や名誉棄損、誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、子どもの性被害など人権に関わる問題が深刻化しています。インターネット上の誹謗中傷、差別投稿の拡散などによる人権侵害は、様々な人権問題・人権課題のいずれにも横断的に関連する問題です。

我が国では、2025（令和7）年4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる「<sup>※2</sup>情報流通プラットフォーム対処法」）が施行されました。大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けるなど、対策の強化や相談先の明確化を実施しています。

今回の市民アンケート調査では、「インターネット上で個人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して「他人を誹謗中傷する表現」など、人権を侵害する情報が掲載されること」と答えた人が50.2%（前回39.2%）で最も多く、次いで「個人情報流出」が28.4%（前回30.6%）でした。

「インターネット上で個人の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「小・中学校からの教育」が41.7%（前回40.6%）、「法律、規制、罰則の強化」が44.1%（前回39.7%）でした。詐欺や個人情報の漏えい、不適切な情報との接触など、インターネット上のトラブルから子ども自身を守るため、<sup>※3</sup>ネットリテラシー教育が教育現場のみならず、家庭においても重要になっています。

また、スマートフォンの普及に伴い、全世代がSNSに触れる機会が増えています。子どもだけでなく、大人もネットリテラシーを身に付ける必要性が高まっています。

---

<sup>※1</sup>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略）…共通の趣味などを持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称で、インターネット上で日記やメッセージなどを通じてつながること。

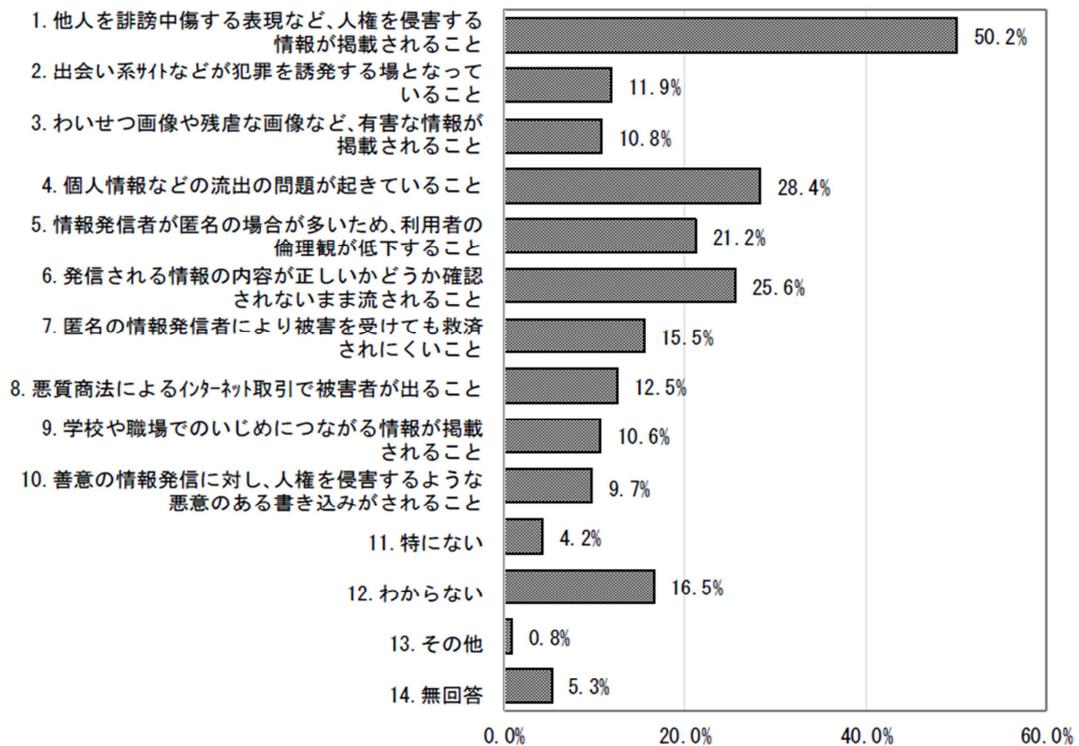
<sup>※2</sup>情報流通プラットフォーム対処法…インターネット上の誹謗中傷などの違法・有害情報への対策を強化するため主に大規模なSNS事業者等に迅速な対応と運用状況の透明化を義務付ける法律で、2024（令和6）年5月17日に公布、2025（令和7）年4月1日に施行されました。

<sup>※3</sup>ネットリテラシー…インターネットを適切に使いこなす能力のことで、ネット上の様々な情報を判断したり、適切な情報発信ができたりすること。

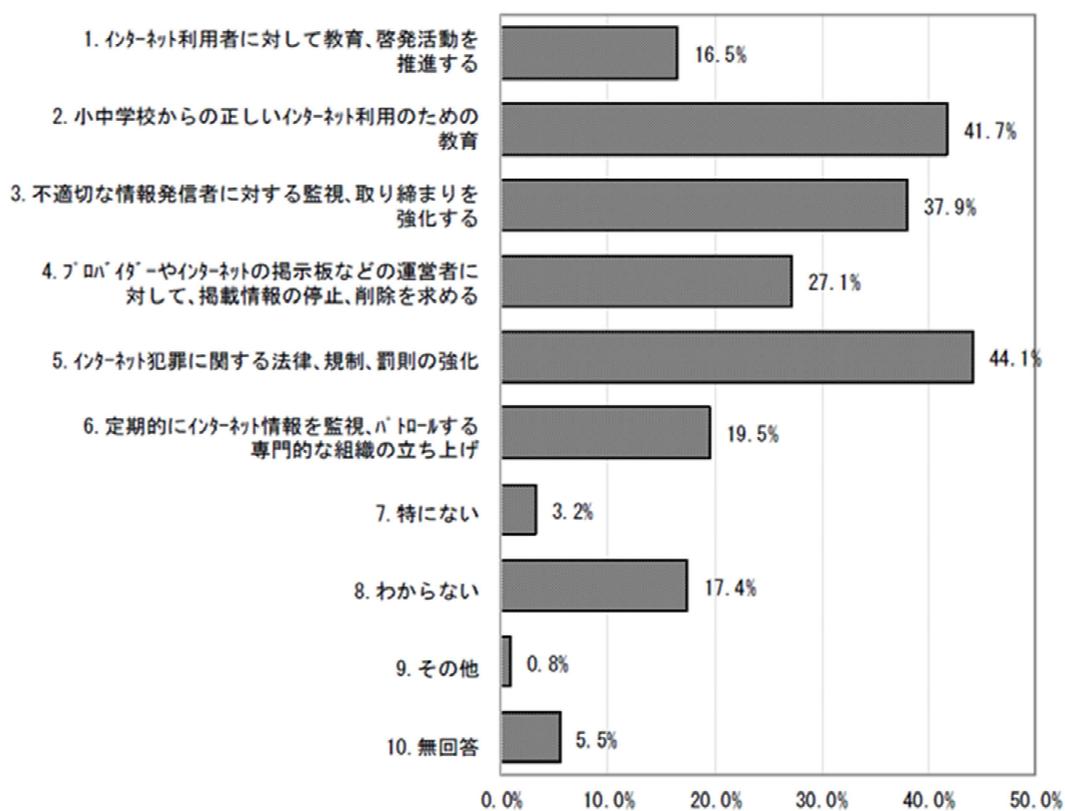
## 施策の方向

- ア プライバシー侵害や悪質な誹謗・中傷などインターネットに潜む様々な人権侵害の危険性を認識し、自らの行動に反映できるように啓発を推進します。
- イ 学校教育において、情報化社会の利点と問題点の両面を踏まえた情報モラル教育や\*ネットリテラシー教育を積極的に推進します。
- ウ 法務局や警察等の関係機関・団体等と連携し、インターネットを介した人権侵害に関する相談・支援体制の充実を図ります。

●インターネット上で個人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●インターネット上で個人の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## 2 分野別人権施策の推進

### (1) 女性

#### 現状と課題

我が国では、社会のあらゆる分野で女性の参画が着実に進んでいる一方で、ジェンダー格差は激しく、\*ジェンダーギャップ指数は、G7の中でも最下位であり、指数の基準となる指標の中でも、政治・経済における指標が圧倒的に低い状況にあります。

男女平等を目指す世界的な流れの中で、我が国では女性の地位の向上と男女共同参画社会の実現に向けた法整備が進められてきました。本市でも、魚沼市男女共同参画推進計画を策定し、男女がともに支え合うまちづくりを進めています。

女性が直面する困難な問題として、性暴力、性的虐待、性的搾取、生活困窮、家庭関係の破綻などがあります。これらは多様化するとともに複合化、複雑化し、一人では解決することが難しい問題でもあります。このことから支援を必要とする女性の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護などを理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024（令和6）年4月に施行されました。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場におけるセクシャルハラスメント等は性別にかかわらず、重大な人権侵害に当たります。

今回の市民アンケート調査では、「女性の人権が守られていないと感じること」の問いに対して「男女の固定的な役割分担（男は仕事、女は家庭など）の意識」が36.9%で最も多く、次いで「就職時の採用条件、仕事の内容、給料の格差など職場における待遇の違い」29.0%、「妊娠、出産による就業の不利益、継続的な雇用への理解不足」28.0%の順に続きます。

「女性の人権を守るためにはどのようなことが必要か」との問いに対しては、「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境を充実する」が54.4%で最も多く、次いで「女性のための相談・支援体制を充実する」24.6%、「働く場で、男女を平等に扱うよう働きかける」21.6%の順に続いています。

女性が抱える困難な問題は多岐にわたっているため、本市では、相談者の相談内容に応じて関係各課が連携し対応しています。今後も新潟県女性相談支援センターやNPO法人、警察等と連携し、一層の支援の充実を図ります。

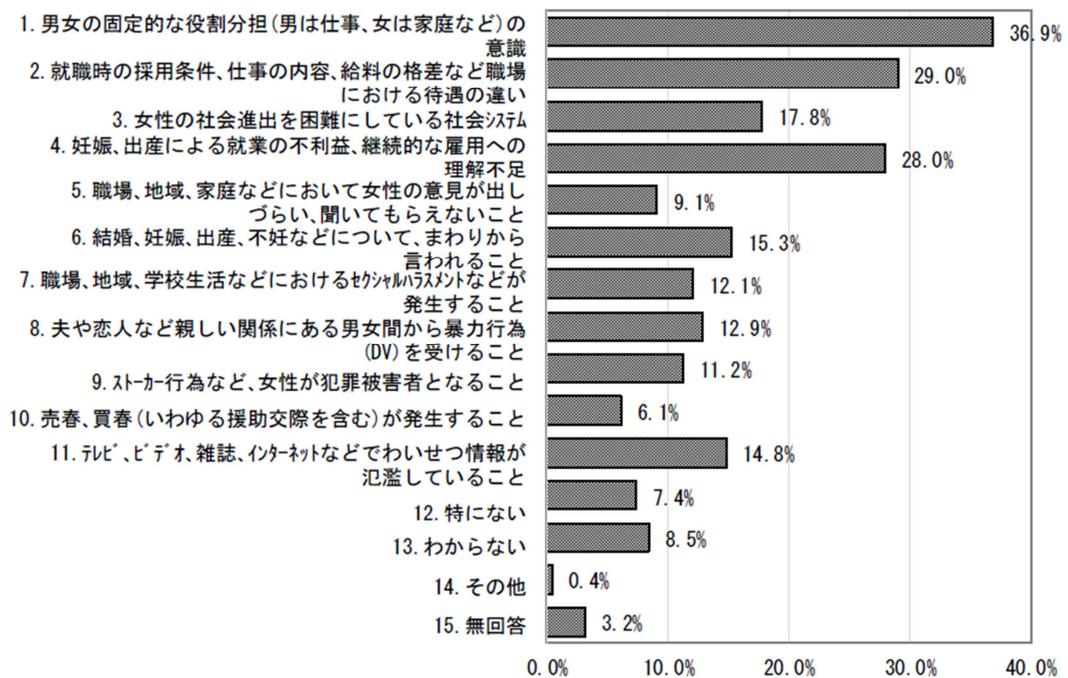
---

\*ジェンダーギャップ指数…世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表している、男女間の格差を数値化した国際的な指標のこと。経済、教育、健康、政治の4つの分野の男女格差を測ります。

## 施策の方向

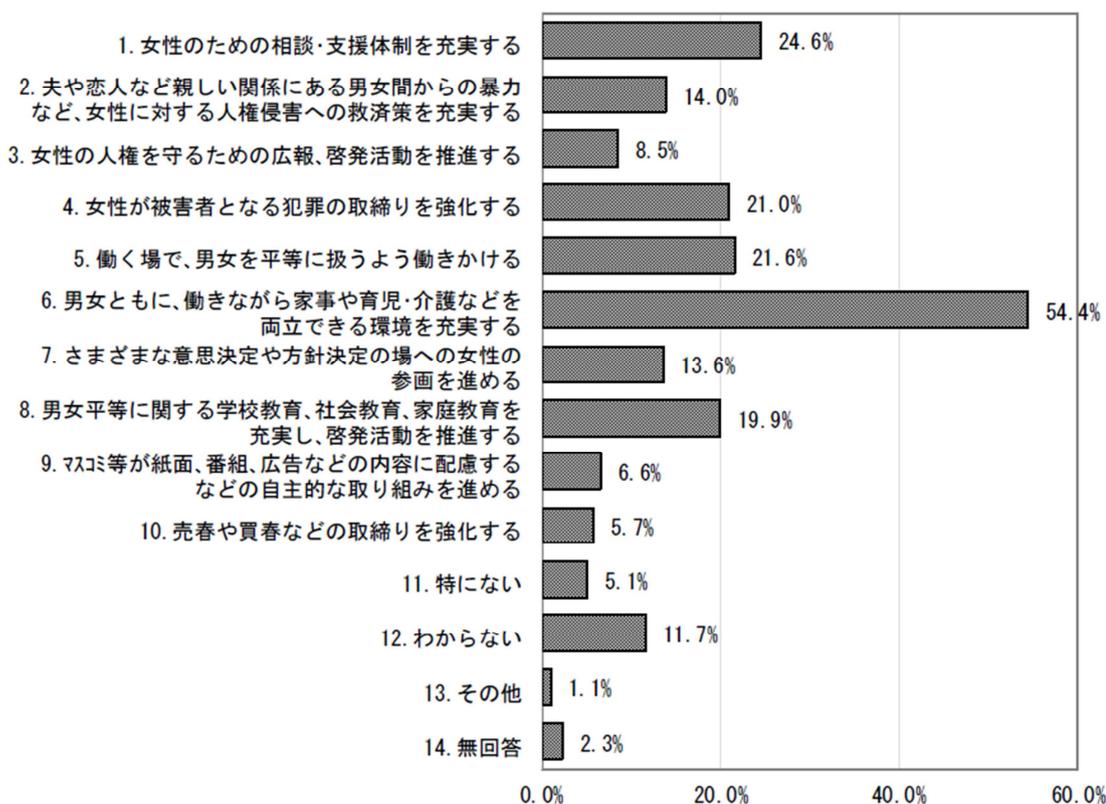
- ア 男女共同参画社会の実現を目指して、魚沼市男女共同参画推進計画に基づいた取組を進めます。
- イ \*アンコンシャスバイアスを解消するため、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場における男女平等の意識啓発に取り組みます。
- ウ 困難な問題を抱えた女性について、状況を解決するための相談支援体制の充実を図ります。

●女性の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



\*アンコンシャスバイアス…無意識の思い込みや偏見のこと。日常生活の経験や見聞きしたことなどから無意識のうちに形成される、物事の見方や判断のこと。

●女性の人権を守るためにはどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## (2) 子ども

### 現状と課題

今回の市民アンケート調査において、人権に関わる様々な問題の中で群を抜いて関心が高かったのが「子どもに関わる人権問題（いじめ・虐待など）」でした（今回73.5%、前回80.0%）。また、「子どもの人権を守るためにはどのようなことが必要か」との問いに対しては「親・家族・子どものための相談支援体制の充実」41.9%（前回37.5%）、「他人への思いやりの心をはぐぐむ」41.3%（前回36.4%）、「児童虐待やいじめの予防・早期発見・解決・救済策の充実」37.9%（前回34.8%）と、いずれの回答も前回の調査よりも3ポイント以

上増加しました。

子どもの人権問題として、全国的には学校におけるいじめや暴力行為のほか、教員からの不適切指導などの問題も依然として存在しています。このほか、SNSやインターネット上でのいじめや誹謗中傷を受ける事案も発生しています。

子どもの権利の擁護などを担う、こども家庭庁が2023（令和5）年4月に設置され、併せて社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として、<sup>※1</sup>「こども基本法」が施行されました。このほか、同年12月には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる、「こどもまんなか社会」を目指す<sup>※2</sup>「こども大綱」が閣議決定されました。

児童虐待に関しては、行政、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を中心として、虐待相談や家庭への支援を行うなど、問題解決に向けて取り組んでいます。

子どもの人権を守り、権利の主体者として尊重するには、子ども自身と大人が子どもの人権について深く学ぶことが必要です。同時に、急激な少子化など子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、地域全体で子どもと子育て家庭を支えることが求められています。

## 施策の方向

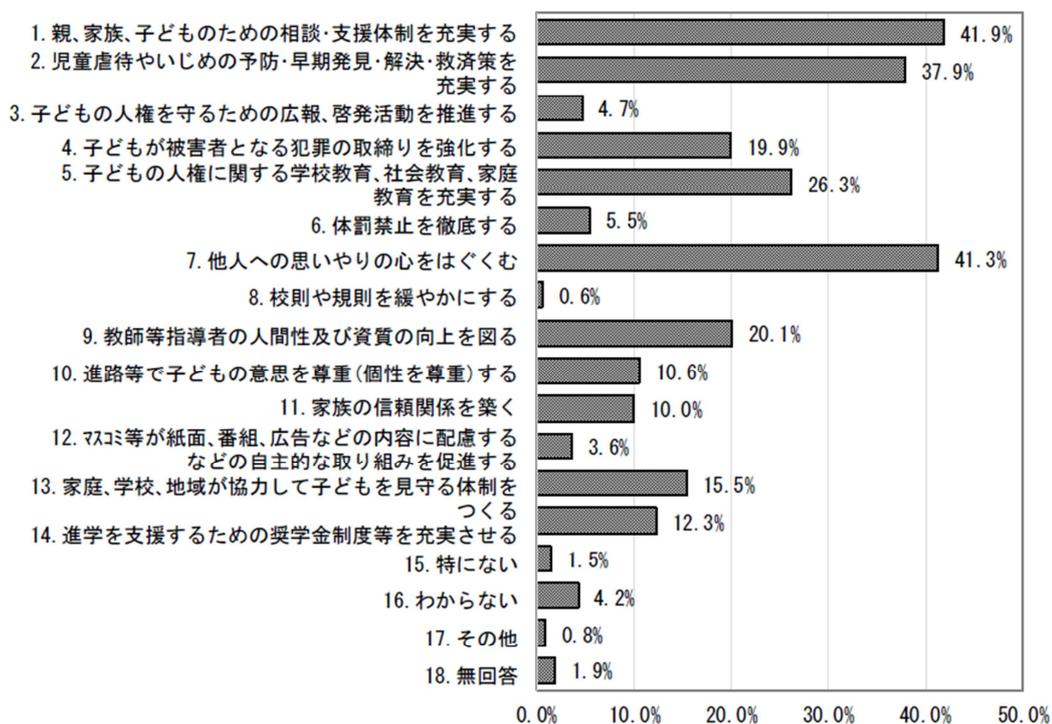
- ア 魚沼市こども計画に基づき、地域全体で子育て家庭を支え合うまちを目指します。
- イ 子どもが権利の主体者として最大限に尊重される社会の実現を目指して、全ての市民を対象とした子どもの人権に関する啓発活動を進めます。
- ウ いじめ根絶に向けて、学校での取組を更に推進するとともに、学校、家庭、地域、人権擁護委員等が連携し、子どもの発達段階に応じた継続的な取組を進めます。
- エ いじめ、虐待、インターネット上のトラブルなど、子どもをめぐる多種多様な人権侵害に対応するために、関係機関・団体等との連携を強化し、広域的な相談・支援体制の充実を図ります。

---

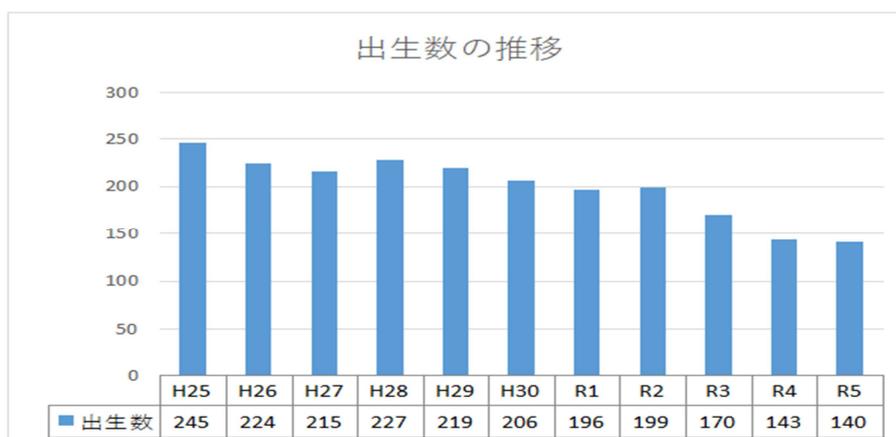
<sup>※1</sup> 「こども基本法」…日本国憲法と児童の権利に関する条約の考えに基づき、全ての子どもが将来にわたり幸福に暮らせる社会の実現を目指す、子どもの権利を包括的に定めた法律。令和5年4月施行、子どもの意見を反映し、社会全体で子どものための政策を総合的に推進することを目的としています。

<sup>※2</sup> 「こども大綱」…「こども基本法」に基づき、子どもの健やかな成長と幸福を実現するための施策の基本的な方針を定めたものです。

●子どもの人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



参考：魚沼市の出生数



資料出典：母子保健の現況（新潟県）

### (3) 高齢者

#### 現状と課題

総務省の発表によると、2025（令和7）年9月15日現在の日本の総人口に65歳以上の人口が占める割合（高齢化率）は29.4%で、過去最高であり、2037（令和19）年には国民の3人に1人が65歳以上になると見込まれています。

本市の2020（令和2）年3月末現在の65歳以上の人口と、2025（令和7）年3月末の65歳以上の人口を比較すると、12,969人から12,891人へと78人減少しましたが、総人口も減少していることから、高齢化率は36.6%から40.0%となり、5年で3.4ポイント増加しました。

こうした高齢化社会を背景に、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質商法の横行、高齢者虐待などの人権侵害が大きな社会問題となっています。

このような中、本市では、高齢者等が安心して生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念として、魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護予防、高齢者福祉サービス、高齢者の社会参加などの施策を展開しています。

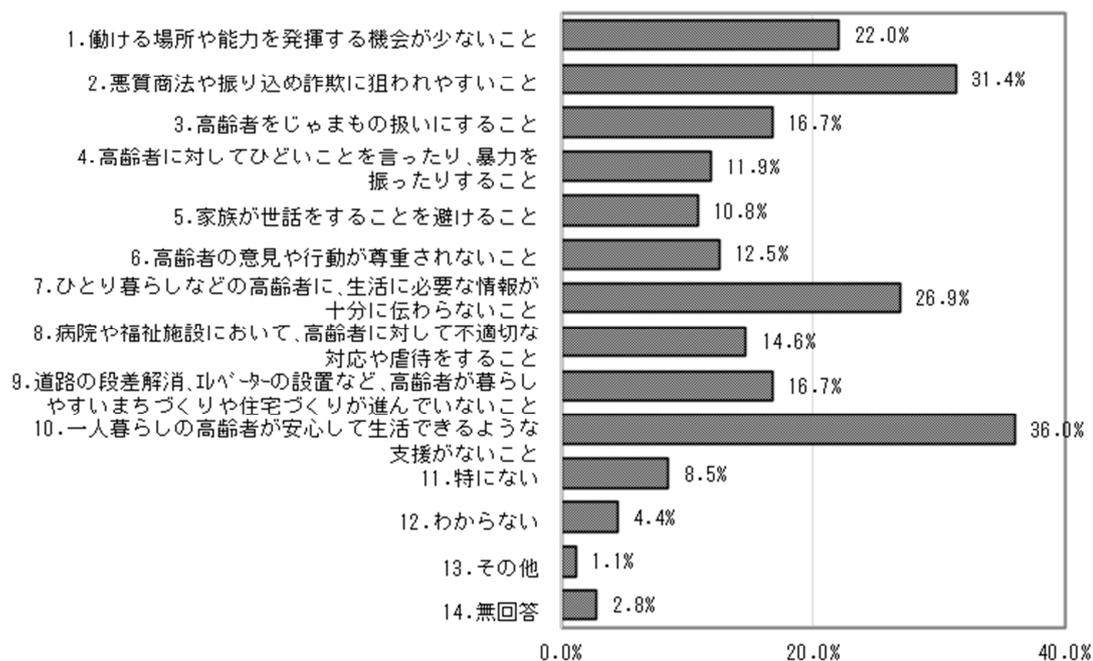
今回の市民アンケート調査では、「高齢者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「一人暮らしの高齢者が安心して生活できる支援がないこと」と答えた人が36.0%（前回30.8%）と最も多く、次いで「悪質商法や振り込め詐欺に狙われること」31.4%（前回30.2%）となっています。「高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては「自立して生活しやすい環境整備、生活支援策の充実」と答えた人が46.2%（前回44.6%）と最も多く、次いで「相談・支援体制の充実」30.5%（前回28.4%）となっています。高齢者が一人暮らしでも安心して生活できる支援策や相談体制の充実が求められています。また、同居世帯においても高齢者を疎外したり財産を奪取したりするなどの高齢者の人権侵害に対して懸念が抱かれています。

加齢に伴う様々な衰えを周囲が正しく理解し、高齢者が社会の一員として対等に尊重される高齢社会の実現が求められています。

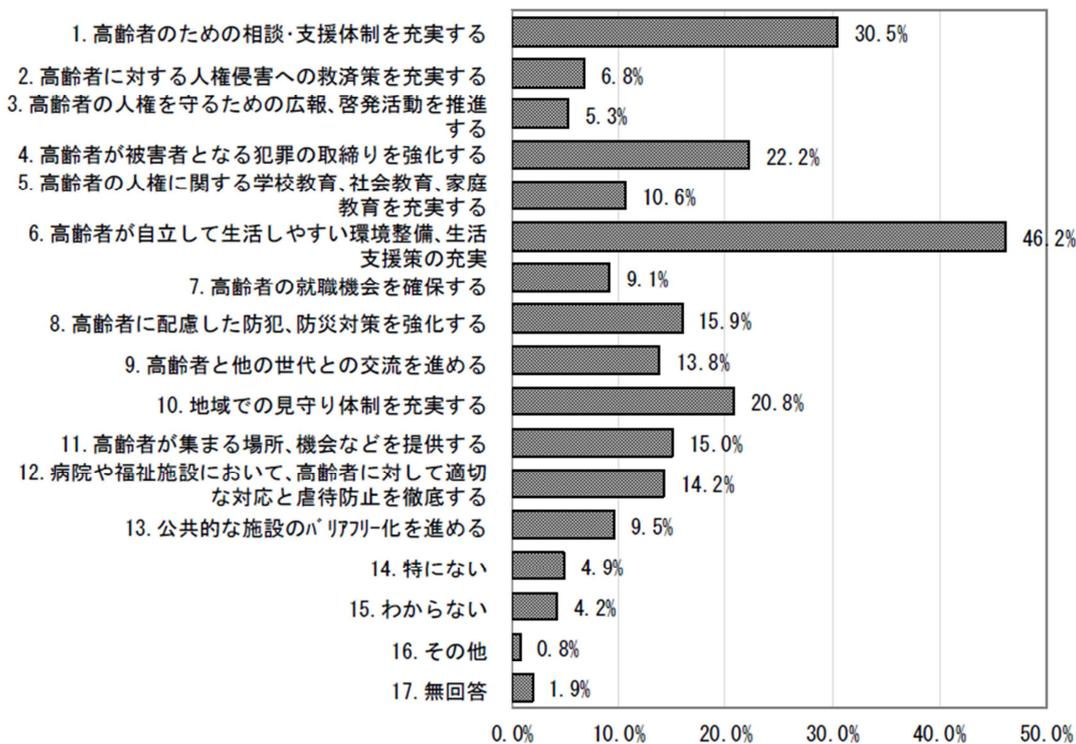
#### 施策の方向

- ア 魚沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域社会で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加や高齢者向けの各種サービスなどの施策を推進します。
- イ 高齢者の人権に対する市民の関心と理解を深める啓発を進めるとともに、関係機関・団体等と連携し、虐待や悪質商法などの防止対策と相談・支援体制の充実を図ります。
- ウ 高齢者が安心して暮らせるように、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりと、権利擁護や成年後見制度の周知と充実を図ります。

●高齢者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## (4) 障がいのある人

### 現状と課題

「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。」障害者基本法ではこの理念にのっとり、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進を図るため、市町村障害者計画を策定することとされています。本市では、3年ごとに障害福祉計画、障害児福祉計画と一体的に策定し、具体的な取組を推進しています。

国際的な動向としては、2006（平成18）年に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国においても、同条約の批准に当たり、障害者基本法を改正し、障

がいの定義を見直し、「※<sup>1</sup> 障害の社会モデル」を取り入れるとともに、障がい者に対する差別の禁止が基本原則として明記されました。この基本原則を具現化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）が2016（平成28）年に施行されました。2024（令和6）年4月には、障害者差別解消法が改正され、地方公共団体等に加え、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

本市の※<sup>2</sup> 障害者手帳所持者数は、2025（令和7）年3月末現在2,362人で、総人口の7.3%を占め、年々増加傾向にあります。

今回の市民アンケート調査では、「障がい者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「理解が不十分」と答えた人が48.9%（前回53.4%）と最も多く、次いで「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」が35.0%（前回41.5%）でした。障がい者に対する正しい理解と、就労の機会が求められている結果となりました。「障がい者の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「環境整備・福祉施設の充実」が42.4%（前回42.1%）で最も多く、次いで「相談・支援体制の充実」34.5%（前回33.3%）でした。

---

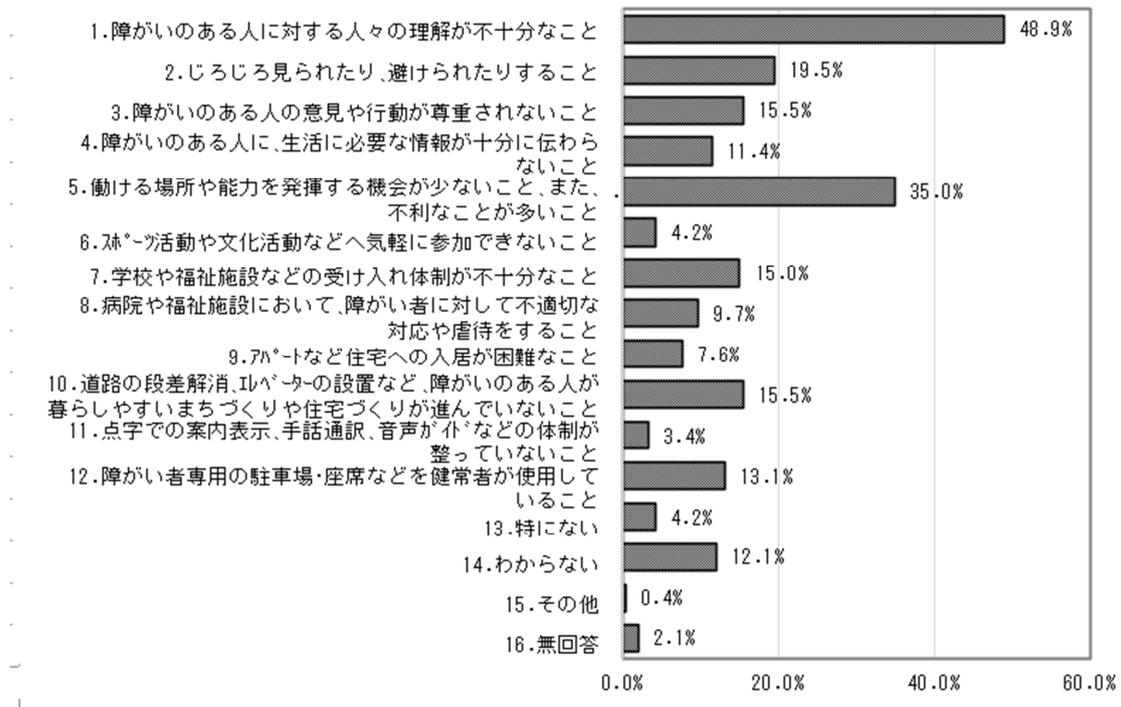
※<sup>1</sup>「障害の社会モデル」…障がいは個人の身体機能や精神的な問題だけでなく、社会の環境や仕組み（社会的障壁）により生じるという考え方。

※<sup>2</sup> 内訳…身体障がい者（身体障害者手帳所持者）1,528人、知的障がい者（療育手帳所持者）392人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）442人（重複所持者あり）。

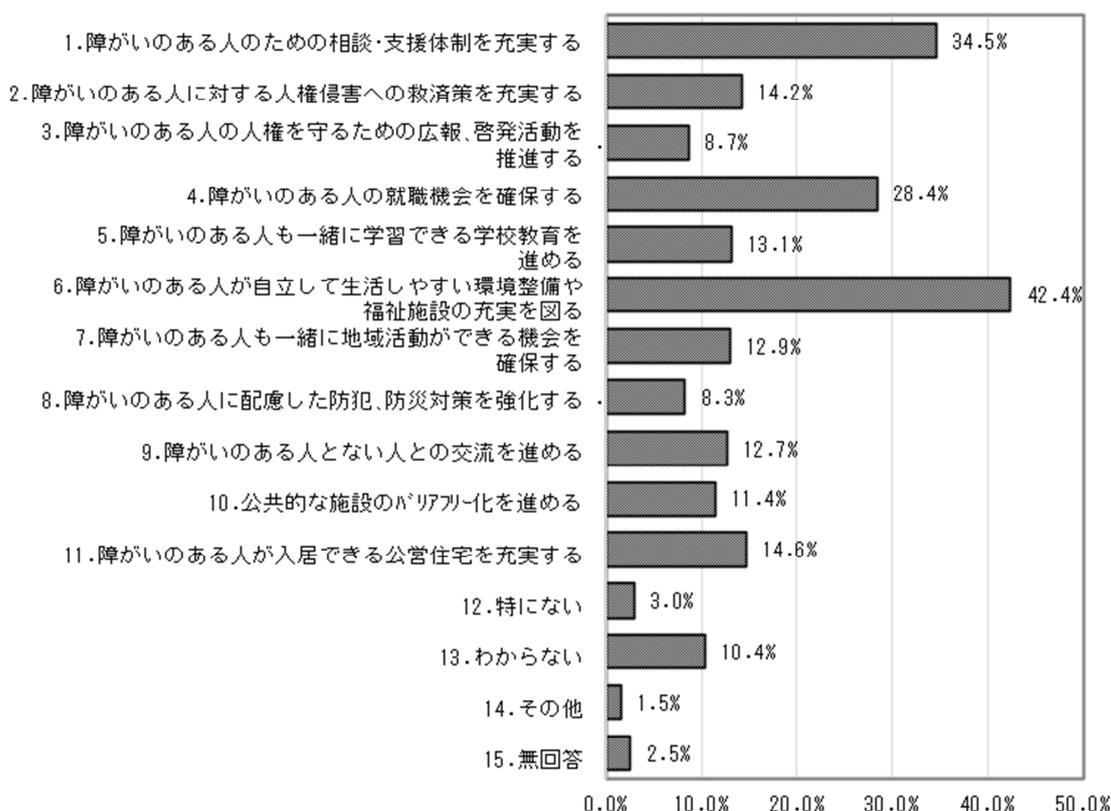
## 施策の方向

- ア 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、障がいのある人たちが住み慣れた地域社会で安心して暮らし続けることができるよう、就労支援、障害福祉サービス等の充実などの施策を推進します。
- イ 関係機関・団体等と連携し、権利擁護や成年後見制度の周知を図り、人権侵害の防止対策と相談・支援体制の充実を図ります。
- ウ 障がいを理由とする差別の解消を図るため、家庭、学校、職場、地域などで、障がいや障がい者に対する正しい認識と理解を深める啓発を進めます。

●障がい者の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●障がい者の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## (5) 部落差別問題 (同和問題)

### 現状と課題

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に差別された状態に置かれることを強いられた、我が国固有の重大な人権問題のことであります。

この問題を解決するため、国は様々な対策事業や啓発活動を実施してきましたが、今もなお、偏見や差別意識は根強く残り、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職等で差別を受けるなど理不尽な人権侵害が生じています。

このような背景から、2016(平成28年)に「部落差別の解消の推進に関する法律(以下部落差別解消法)」が施行されました。この法律は、現在も部落差別が存在することを認め、国や自治体はその解消のために努力することを定めたものです。

今回の市民アンケート調査では、「同和地区の存在や同和問題を知っている」と答えた人が46.0%(前回51.2%)、「知らない」と答えた人が51.7%(前回45.7%)でした。一方で、

関心がある人権問題の問いでは、「同和地区に関わる人権問題」と答えた人が17.2%（前回15.7%）と関心度が上昇しました。

また、「同和地区の存在や同和問題を知ったきっかけは何か」の問いに対して、「学校の授業」と答えた人が18.9%（前回21.2%）で、年代別では10歳代は85.7%、20歳代は50%、30歳代は87.5%が学校の授業で教わったと答え、学校での同和教育の浸透を示す結果となりましたが、人口構成そのものが高齢化しているため、全体では回答割合が低く、「家族から聞いた」など正しくない内容の可能性のある回答や「覚えていない」という曖昧な回答の割合が高くなっています。

部落差別問題（同和問題）は、そっとしておけば自然に解決するのだから知らない人にわざわざ知らせる必要はないという、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方があります。今回の市民アンケート調査では、この考え方について、「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」と答えた人は40.9%（前回37.5%）でした。問題解決のためには、まず何が問題なのかを知らなければなりません。依然として、部落差別問題（同和問題）を解決するという意識が低い状況にあります。

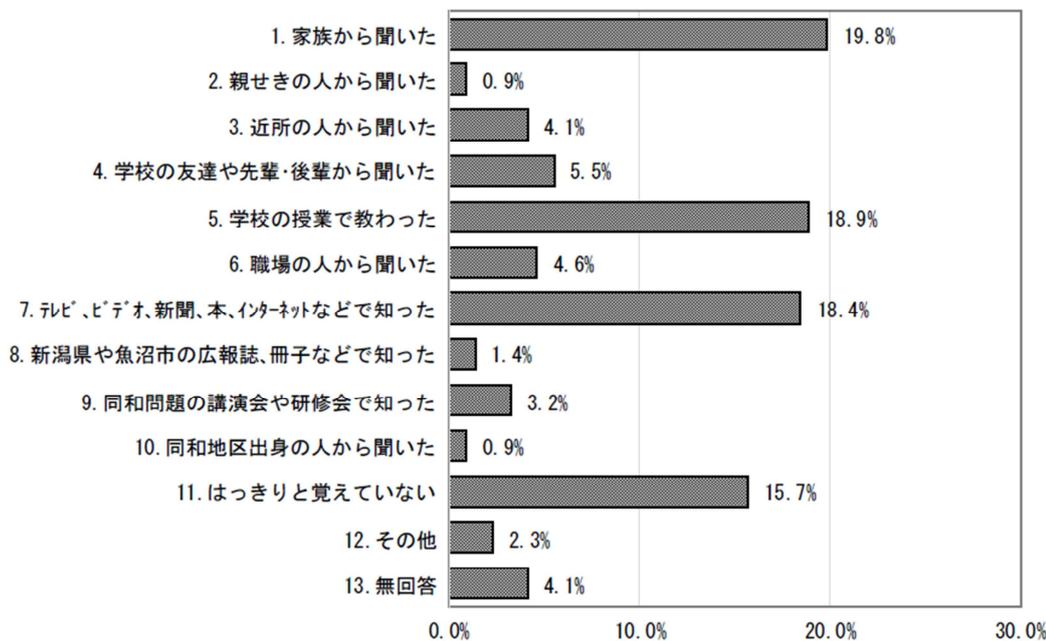
「同和問題を解決するためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「同和問題について正しい理解を深めるように努力する」と答えた人が32.2%（前回35.0%）と最も多く、「学校や地域における人権・同和教育を推進する」が17.6%（前回29.5%）となっています。あらゆる場面で部落差別問題（同和問題）への関心を高め、正しい学習の機会を作り、市民の理解を深める必要があります。

部落差別問題（同和問題）は決して過去の問題ではありません。部落差別問題（同和問題）に対する無関心や誤った知識・偏見は、差別意識を助長する原因にもなります。2016（平成28）年12月16日に施行された「部落差別解消法」を踏まえ、差別のない社会の実現に向けて、全ての市民が部落差別問題（同和問題）に対する正しい認識と理解を深めることが何よりも重要です。

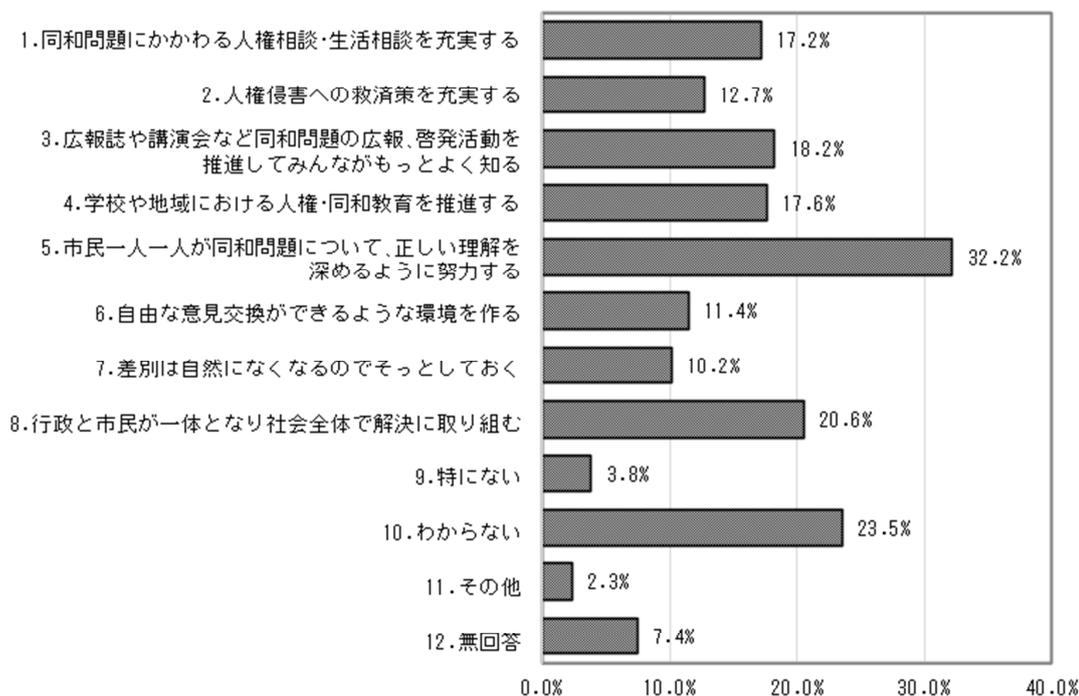
## **施策の方向**

- ア 関係機関・団体等と連携・協力して、全ての市民が部落差別問題（同和問題）を正しく理解するための取組を推進します。
- イ 子どもたちが部落差別問題（同和問題）を正しく理解し、人権感覚を十分に身に付けられるように、学校教育における人権教育、同和教育の取組を更に進めます。
- ウ 教職員や市職員を対象とした研修に継続して取り組み、教職員の指導力の向上と、あらゆる差別から市民を守ることができる市職員の資質の向上を図ります。
- エ 人権侵害を受けた人が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

●同和地区の存在や同和問題を知ったきっかけ。(回答は一つ)



●同和問題を解決するためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## (6) 外国籍の人

### 現状と課題

我が国に在留する外国籍の住民数は年々増加傾向にあり、社会における一層の国際化の進展や外国籍の労働者の増加などにより、より身近な存在となっています。

本市における外国籍の住民数は、2025（令和7）年3月末現在で346人となっており、国籍は、中国、ベトナム、インドネシア、フィリピンなど17か国にわたります。人口に占める割合は1.07%で、全国平均の3.0%と比較すると少ないものの、2020（令和2）年3月末の229人、0.65%に比べると、人数、割合共に増加しました。近年は、外国人人材を受け入れる事業所なども増加し、今後もこの傾向が続くと思われます。

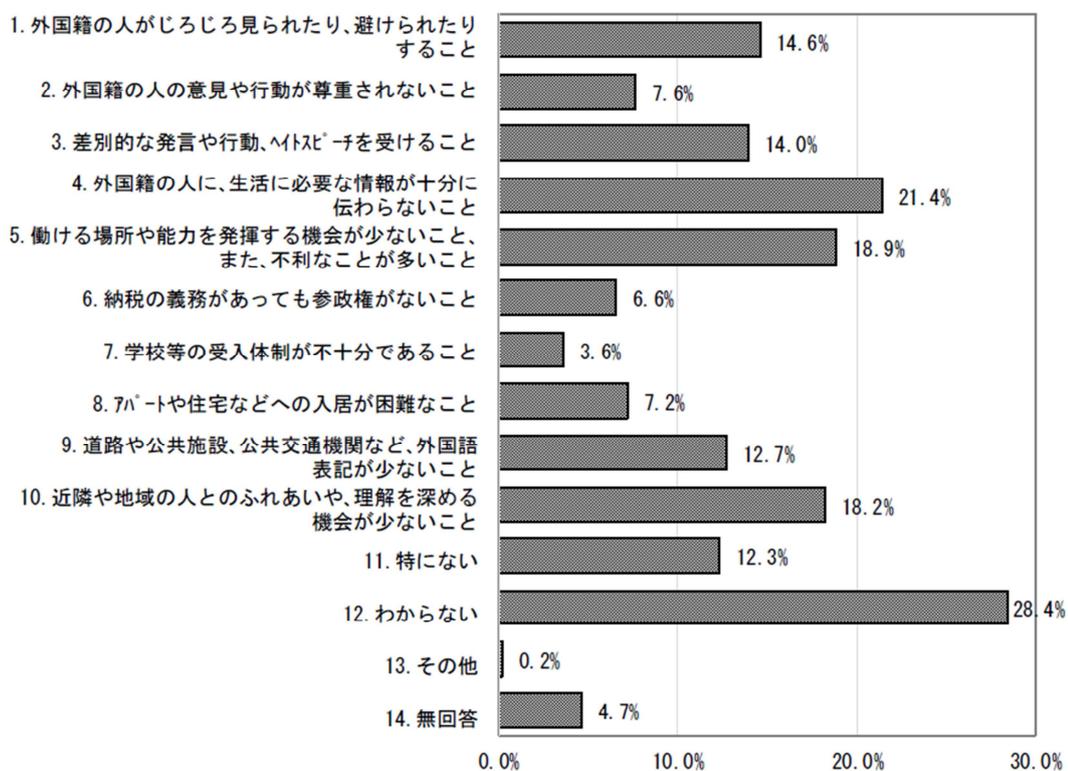
今回の市民アンケート調査では、「外国籍の人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか」との問いに対して、「わからない」と答えた人が28.4%（前回28.6%）と最も多い結果でした。また、「外国籍の人の人権を守るためにどのようなことが必要か」との問いに対しては、「相談・支援体制を充実する」が35.8%（前回27.3%）、「外国籍の人のための日本語学習ができる場を拡充する」が28.8%（前回22.6%）、「外国籍の人も一緒に地域活動ができる機会を確保する」が25.6%（前回18.6%）でした。相談や支援、日本語の学習の場、地域で一緒に活動する機会が求められています。

日本国憲法においては、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、外国籍の人に対して、等しく基本的人権の享有が保障されています。言葉の壁や習慣の違いなどにより様々な困難を抱える外国籍の人に対する支援と交流の場が求められているとともに、関心を高め、理解を深めるための方策を講じることが重要となっています。

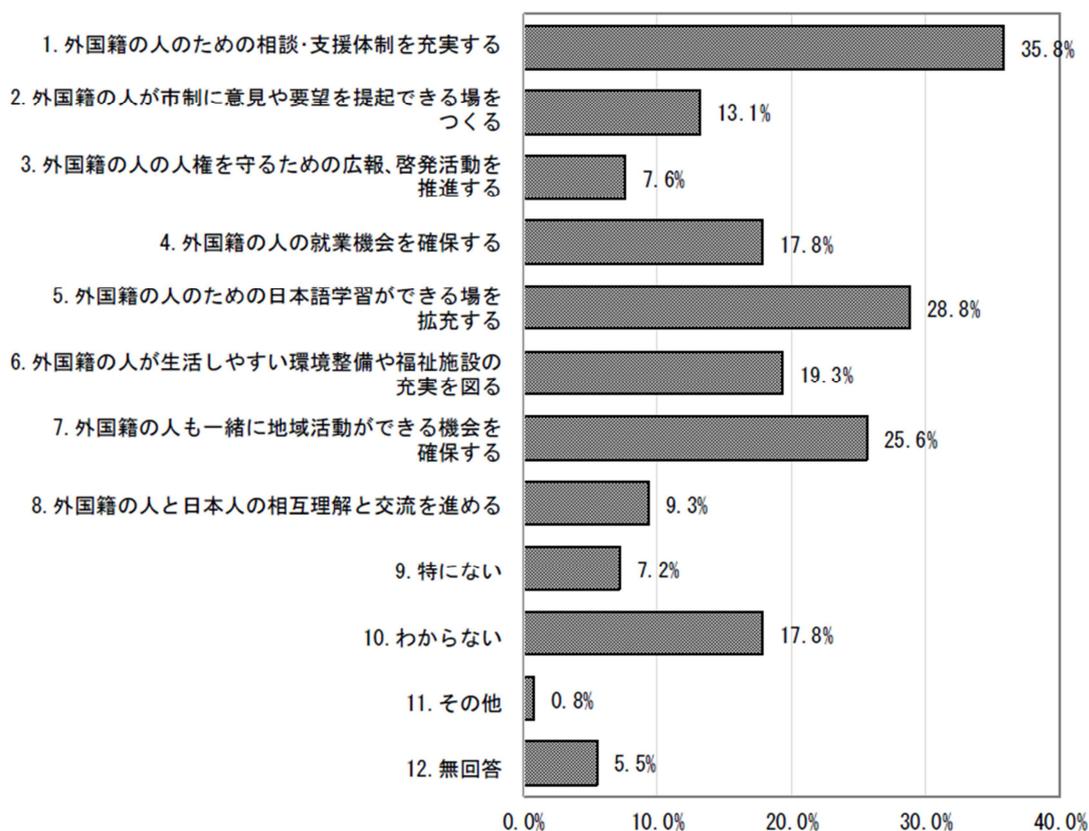
### 施策の方向

- ア 外国の文化、宗教、生活習慣、歴史等正しい認識と理解を深める啓発を推進し、理解不足から生じる差別や偏見の解消に努めます。
- イ 互いに尊重し合う関係を築くために、学校や地域での国際交流を推進します。
- ウ 日本語でのコミュニケーションの補助として、翻訳ソフトや外部の相談機関等を活用し、外国籍住民に対する相談・支援体制の充実と周知を図ります。

●あなたが外国籍の人の人権が守られていないと感じるのはどのようなことか。(回答は三つ以内)



●外国籍の人の人権を守るためにどのようなことが必要か。(回答は三つ以内)



## (7) 感染症の患者等

### 現状と課題

2020（令和2）年、新たに発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方や家族のみならず、治療に当たった医療従事者等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷がなされ、社会問題となりました。近年は、SNS等の普及もあり、感染症に関する不正確な情報が発信された場合は瞬間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長する可能性があります。不確かな情報に惑わされることのないよう、正しい情報や知識を広めていくことが必要です。

### 【H I V感染者等】

H I Vとは、「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、このウイルスに感染すると身体の免疫力が徐々に低下し、いろいろな病気や症状が出るようになります。この状態がエイズ（A I D S：後天性免疫不全症候群）です。H I Vは日常生活では感染せず、感染しても早期治療でエイズの発症を未然に防ぐことができます。また、発症した場合でも、適切な治療で回復するケースが多くなっています。H I Vについての理解は社会に浸透しつつありますが、正しい知識や理解不足などに起因する偏見や差別は依然として存在しています。

### 【ハンセン病患者・元患者、その家族】

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障がいを残すことなく、治る病気です。

このような中で、2001（平成13）年、熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について、国の責任を認める判決を下しました。これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や名誉回復、健康増進等の措置が図られつつあります。また、2019（令和元）年には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、患者及び元患者の家族に対しても国の責任を認め、補償金が支給されることとなりました。

今回の市民アンケート調査では、関心がある人権問題の中で、「感染症患者とその家族に関わる人権問題」と答えた人は13.6%（前回18.0%）、「ハンセン病患者や元患者とその家族に関わる人権問題」と答えた人は10.4%（前回12.4%）でした。2014（平成26）年に、県内各地のハンセン病患者が隔離された事実を示す県の資料が発見されたことを受けて、更にこの問題への市民の関心を高めていく必要があります。

様々な感染症の感染者・患者、元患者、医療従事者ほか関係者が、病気を理由に不当な差別を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、共に生きる社会が求められています。

### **施策の方向**

- ア H I V感染症、ハンセン病、新たな感染症等に対する関心と正しい知識を深めるための啓発を推進します。
- イ 感染症患者や医療従事者等、また、その家族が安心して地域で暮らすことができるよう関係機関・団体等と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

## (8) その他の人権問題

### ■新潟水俣病被害者

新潟水俣病は、メチル水銀に汚染された阿賀野川の魚などを長期間にわたり、大量に食べることによって発症する中毒性の神経の病気（メチル水銀により脳神経が傷つけられることで多くの神経障害が発生）で、熊本水俣病などとともに四大公害病の一つで、1965（昭和40）年に公式確認され、60年が経過しました。この新潟水俣病は、上流から下流にいたるまでの広範囲な流域住民に与えた健康被害だけでなく、被害者やその家族に対する病気を理由とした差別や偏見を生み、深刻な人権問題をもたらしました。

今回の市民アンケート調査では、関心がある人権問題の中で、「新潟水俣病被害者などの人権」と答えた人は7.4%（前回10.6%）と関心が低い状況です。新潟県固有の環境問題であると同時に人権問題でもあるという認識に立ち、市民の関心と理解を深める啓発が必要です。

### ■北朝鮮による拉致被害者

北朝鮮による拉致問題は、深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。2002（平成14）年、北朝鮮は初めて拉致を認め謝罪し、同年に5名の拉致被害者の帰国が実現し、20年余りの月日が経過しましたが、北朝鮮による拉致問題をめぐる北朝鮮との協議は進展がない状況です。

今回の市民アンケート調査では、関心がある人権問題の中で、「拉致被害者やその家族に関わる人権問題」と答えた人は21.0%（前回20.8%）でした。

多くの市民が拉致問題への認識を深め、関心を持ち続けることが、問題解決の大きな後押しになります。市民に対する啓発として、拉致問題啓発月間である毎年12月には拉致問題のパネル展や拉致問題に関する講演会などを開催しています。

### ■犯罪被害者及びその家族

1974（昭和49）年の三菱重工ビル爆破事件、1995（平成7）年3月の地下鉄サリン事件などが発生し、これらの被害に遭われた方々の状況や必要とする支援は様々であり、国に対して総合的な支援の取組が求められました。このような要望をうけ、2005（平成17）年4月に犯罪被害者等基本法が成立し、翌年には「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。その後、2021（令和3）年3月には「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、都道府県や市町村などの地方公共団体における見舞金制度等の導入や、犯罪被害者等への支援に特化した条例制定の促進が盛り込まれました。

新潟県においては、2020（令和2）年12月に犯罪被害者等支援条例が制定され、具体的な支援のためのハンドブック等を作成しました。本市においても2023（令和5）年10月に「犯罪被害者等支援条例」を制定しました。犯罪被害者及びその家族が事件そのものによる

精神的・経済的負担のほか、SNS等によるいわれのないうわさや中傷などにより傷付けられたり、プライバシーの侵害を受けたりすること（二次的被害）があります。このようなことがないように、犯罪被害者等への支援の必要性を理解することが必要です。

### ■刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて罪を償った人に対して、いまだに周囲の根強い偏見や差別意識があります。就職差別、地域社会の悪意あるうわさなど、社会復帰を目指す当事者は、極めて厳しい状況に置かれています。また、当事者だけでなく、その家族や親族が差別的な扱いを受ける場合があります。これらは重大な人権侵害です。

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識を解消し、速やかな社会復帰を後押しするため「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」などを中心とした啓発活動に関係機関・団体等と連携して推進する必要があります。

### ■性的マイノリティの人々

性の在り方は多様です。自分の身体の性と心の性が一致しないため持続的な違和感を持つ状態（性同一性障がい）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性又は両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭（性分化疾患）である人もいます。

2004（平成16）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合は、家庭裁判所の審判に基づき、戸籍や住民票上の性別の変更が可能になりました。

性的指向及び\*ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、2023（令和5）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、施行されました。

性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別発言を解消し、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、市民の人権意識を高め、性的マイノリティの人への理解を深める必要があります。

---

\*「ジェンダーアイデンティティ」…性自認。自分がどの性別であるかという、内面的な自己認識のことで生まれ持った身体の性別と一致する場合もあれば、一致しない場合もあり、男性、女性あるいはどちらにも当てはまらない、多様な認識が存在します。

## ■アイヌの人々

明治維新後、政府はアイヌの人々に対して、アイヌの生活習慣や様式を無視して日本語の使用や日本式の姓名を名のることを強制するなどの「同化政策」を行いました。

その後、アイヌの人々を中心に民族の誇りや尊厳を取り戻す動きが起こり、1997（平成9）年に、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るために、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

さらに、2007（平成19）年、国連総会での「先住民族の権利に関する国連宣言」を受けて、翌2008（平成20）年、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、初めて公的にアイヌの人々が先住民族であると認められました。

令和2年7月にはアイヌの歴史、文化等に関する展示、調査研究など、アイヌ文化の復興に関する中核的な施設として、北海道白老町に「民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）」が開設され、アイヌの人々に対する関心と理解を深めるための啓発が進められています。

## ■災害時における人権侵害

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災と、それに伴う福島第一原子力発電所の事故により、多くの尊い人命が奪われ、暮らしや働く場が奪われました。

避難所では、被災者のプライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障がいのある人などの要援護者や、外国籍の人や女性への配慮が問題となりました。また、根拠のない思い込みや偏見で原発事故の避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の学校でいじめられたりするなどの人権侵害が起こりました。さらに、観光業や農林漁業等も多大な風評被害を受けました。

また、2024（令和6）年1月の能登半島地震では、インターネット上に偽情報や誤った情報が拡散され問題となりました。震災や豪雨などの災害発生時には、正しい情報と冷静な判断に基づき、お互いに思いやりの心を持った言動を行う呼びかけが必要です。

・・

このほかにも、ヤングケアラー、宗教二世、ホームレス（路上生活）、人身取引（性的サービスの労働強制等）など、様々な人権に関わる問題があります。従来の人権問題に加え、今後新たに発生する人権問題への対応に備え、常に人権意識を研ぎ澄ましていくことが必要です。

本市では、いろいろな悩みごとなどを抱えている人に対して相談窓口を設置し対応していますが、様々な人権問題に関する相談に迅速かつ適切に対応できるように、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、利用しやすい相談体制の充実と周知に努めます。

また、人権侵害が生じた場合の具体的な救済手段については、関係機関・団体等と連携し対応します。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画に基づき、人権教育・人権啓発を着実に推進するために、全庁的に人権課題や人権問題に関する情報を共有し、緊密な連携を図ります。男女共同参画、高齢者、障がい者等の個別計画を策定している部署については、本計画との整合を図り、人権尊重の視点からそれぞれの施策を推進します。

新たな人権課題、人権問題の発生や、それらが複数の部署に関係する場合については、迅速かつ適切に対応できるよう各部署の協力・連携を強化します。

また、市民全体の人権意識を高め、互いの人権が等しく尊重される地域づくりを進めるためには、権利の主体者である市民それぞれの理解と協力が必要です。本計画の趣旨が広く市民に浸透するように様々な機会をとらえ周知に努め、市民と手を携えて本計画を推進します。

### 2 人権侵害を防ぐための取組の推進と相談体制の充実

人権侵害を防ぐための人権教育・人権啓発を総合的・効果的に推進するためには、関係機関・団体等との連携が欠かせません。

国、県はもとより、人権全般の教育・啓発活動を行っている南魚沼人権擁護委員協議会、本市として構成員になっている中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会、人権問題の解決を目指す関係団体、警察、消防、医療機関等との連携を強め、地域の実態に即した取組を推進します。

市民相談センターが総合的な窓口として、人権侵害に関する相談を受け付け、関係各課、法務局等の関係機関と連携し、問題解決に向けた支援を行うとともに連携体制の強化を図ります。

### 3 計画の評価と見直し

本市における人権に関する施策の連絡調整及び総合的な推進を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、関係各課の部長及び課長級職員をメンバーとする「人権施策推進会議」を設置しました。毎年人権教育・啓発推進計画実施計画を策定し、人権にかかわる事業について、実績の報告及び評価、人権課題についての意見交換を実施し、各種人権課題についての認識の共有化を図っています。

2021（令和3）年度から有識者等による「人権施策懇話会」を設置し、本市の人権施策や人権にかかわる各種事業について評価検討を行っています。

## 資料編

- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）
- 魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言
- 魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例
- 計画策定の経緯
- 魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会委員名簿
- 魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱
- パブリックコメントの結果など



---

## 第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画

2026（令和8）年3月策定

発行 2026（令和8）年3月

編集 魚沼市市民福祉部市民課

〒946-8601

新潟県魚沼市小出島 910 番地

Tel : 025-792-8844

Fax : 025-792-5600

E-mail: [soudan@city.uonuma.lg.jp](mailto:soudan@city.uonuma.lg.jp)

---